

〔座談会〕

## 修了生座談会

～裁判員裁判について考える<sup>1)</sup>～

四宮 啓

細川 英仁

原島 一郎

趙 誠 峰

- I はじめに
  - 1 登壇者紹介
  - 2 仕事の魅力・やりがい
- II 裁判員裁判について
  - 1 はじめて裁判員裁判を経験して
  - 2 裁判員裁判の変化
  - 3 裁判官・検察官・弁護士それぞれ他方向から見た法曹二者
  - 4 法廷での技術・知識
  - 5 裁判員と職域
  - 6 三法曹からみた裁判員
  - 7 裁判員裁判がもたらした刑事裁判の変革
  - 8 裁判員と証拠
- III 裁判員裁判と法科大学院
- IV 質疑応答
- V 結びに代えて～ロースクール生への提言～

---

<sup>1)</sup> 本稿は、平成29年3月9日に弊誌編集委員参加のもと、開催された同名の座談会を書き起こし、その文章に加筆を加えたものである。

## I はじめに

### 1 登壇者紹介

**四宮**：まず、最初にそれぞれ自己紹介をして頂きます。早稲田のロースクールとの関係と、それから、今日のトピックである裁判員裁判との関係を必ずいれるということで、自己紹介をお願い致します。それでは細川さんからお願いします。

**細川**：細川英仁と申します。早稲田ロースクールの1期の既習、2004年の入学、2006年の卒業となります。修習の期は新60期で、これも新制度の第1期です。2008年、平成20年1月に判事補に任官しまして、福岡地裁の刑事部で、裁判員制度の導入準備と導入当初の1年を担当するということになりました。その後は、だいぶ刑事を離れていまして、通算5年間、少年事件を担当したり留学したりしてあちこちをまわって、平成27年4月から1年間、東京地裁の刑事部で、裁判員裁判を含む刑事訴訟を担当しました。平成28年4月からは、さいたま家地裁の熊谷支部で民事訴訟と家事事件全般を担当しており、再び刑事訴訟からは離れています。

裁判官は、若手のうちにはいろいろな職務を経験するようにローテーションが組まれていますので、特定の分野に関する経験の量はどうしても限界があります。そのため、私の経験から得られた知見には、平均的な刑事裁判官とは必ずしも一致しない部分もあるかもしれません。ただ、本日の企画趣旨は、それぞれの経験を、それぞれの立場からお話しするものだとして理解していますので、あくまで私見ということで、意見交換ができればと思います。

**四宮**：では、原島さん、お願いします。

**原島**：原島一郎と申します。私は、大学も早稲田の法学部だったのですが、1期未修ということで3年間みっちり早稲田ロースクールで四宮さんをはじめ、みなさまの指導を受けて、新61期で司法試験に合格しました。その後、検事に任官して、東京地検を皮切りにさいたま地検、静岡地検、神戸地検、福井地検を経て、平成28年4月から東京地検に戻りまして、平成29年2月までは、刑事部というところで捜査を担当していました。2月末から総務部に異動して、今は、司法修習生の指導を担当しているところです。裁判員裁判との関わりということになりますが、当然、検事の業務として、裁判員裁判対象事件の捜査公判というのは数多くやっていると思います。今回座談会に臨むにあたって、何件ぐらい

やったのか数えたところ、捜査だけであればだいたい 40 件から 50 件、公判となると、10 件から 15 件ぐらい扱っていた、ということに改めて思い出しました。今日は、早稲田ロースクール出身の法曹、各立場から座談会でいろいろ話が聞けるという事で、私自身も楽しみにしています。宜しくお願いいたします。

**四宮**：趙さん、お願いします。

**趙**：はい、趙誠峰です。私も早稲田大学法学部を出て、2004 年に早稲田ロースクールの 1 期生として 3 年コースで学びました。2007 年に修了して、その年に司法試験に受かりました。ですので、私も 61 期です。あとでも、少し話すことになるかと思いますが、私は四宮さんと同じく早稲田ロースクールで実務家教員をしていた、高野隆弁護士の事務所に入りまして、そこで、4 年数カ月、刑事事件中心に、いろいろな経験をつみました。2013 年 3 月に早稲田のロースクールの 1 期生を中心として、新しい事務所をつくろうということで早稲田リーガルコモンズ法律事務所という事務所をつくり、今ここで弁護士をやっています。私自身は、刑事事件をかなりたくさんやっていて、刑事弁護が生活の中心です。裁判員裁判の事件も、そうではない事件もたくさんやっています。裁判員裁判事件については、裁判員裁判の公判弁護をこれまで 20 件ぐらいやっています。私自身、10 年前に *Law&Practice* を作った時の編集委員の 1 人でした。私たちが卒業してから 10 年経ち、そろそろ卒業生がちゃんと *Law&Practice* に貢献しないといけないと思い、本来であれば論文を書くべきなんでしょうけども、座談会という形で何か提供できればなと思って来ました。宜しくお願い致します。

**四宮**：私は、2004 年から 2009 年まで、早稲田大学のロースクールで実務家教員を担当していました。今、名前が出ました、高野隆さんを中心に、刑事の主に手続法を、あるいは刑事弁護を中心に担当しておりました。当時は、教員にとっても初めてのことばかりだったので、今思い出すと、学生のみなさんと教員が一緒になって何か新しいものをつくろうとする、エネルギーにあふれていた時期だったと思います。

その前をさかのぼると、2001 年から 2004 年まで、早稲田に来る前に、裁判員制度の制度設計をする司法制度改革実現本部というのが、内閣にできて、その検討会の委員として、制度設計に関わりました。早稲田に来てからは、早稲田をはなれる 2009 年まで、学生のみなさんと、まだ制度が実際に始まる 2009 年 5 月前でしたけれど、これからこういう新しい裁判制度ができるんだけど、どのよう

にやっていったらいいかという、そのあり方を、全く自分でもわかりませんでしたけれど、そのあり方を学生のみなさんと考え、模擬裁判などで実践していたというのがいい思い出になっています。今は、2009年から現在まで國學院大學で同じように、刑事実務を担当しています。

## 2 仕事の魅力・やりがい

**四宮：**さて、つぎは、なぜ裁判官・検察官・刑事弁護人を志したのか。それぞれのやりがいや魅力も含めて、話していただけますか。では、細川さん。

**細川：**私の出身は、三重県の四日市市、四日市ぜんそくで有名な公害の町です。そういう土地柄もあって、小学校の4年生くらいから、地域の歴史地理ということで、公害裁判を学ぶ授業があるんです。その授業を受けて、「ああそうか、そういう問題を解決する仕事があるのか」と、これがおそらく最初に法曹という仕事があるということを知ったきっかけだったと思います。それで、小学校の卒業文集には、将来なりたい職業として、弁護士と書きました。ただ、大学に入るまでは、実際に法曹に会ったことはありませんでした。

大学に入って以降は、ロースクールも含めて、たくさんの実務家の方にお話を伺う機会に恵まれて、では自分が一体何がやりたいのかなということを考えてわけです。言い分を認めてもらうために主張する立場と、公平に判断を聞いて最後決める立場とどっちが向いているのかなと思った時に、自分の場合は、裁判官だろうと思い、裁判官の道を選びました。

裁判所は、事件が来て初めてどうするか考える、来ないことには、どうしようもないという役回りです。ここだけを見ると、受け身な仕事に見えるところがあるかもしれませんが、しかし逆に、いざ問題が提起されれば、絶対に結論を出さなければいけない立場です。その結論を出すために、とことん検討を尽くして裁判を仕上げるということが、その過程含めて、裁判官の醍醐味ということになるんだろうと思います。また、特に裁判員裁判や刑事裁判の関係で言いますと、白熱した法廷でレフェリーとして訴訟を指揮するのも、裁判官の大事な役割です。私はまだ裁判長を経験したことはありませんが、単独事件では、白熱した法廷で訴訟指揮をする機会が何度もありました。それをやりきった時の充実感というのは、やはり大きいものがあります。最後に、裁判官は民事、刑事、家事、少年と様々な分野を担当しますので、いろいろな分野を担当できるということも、魅力

だと思えます。

**四宮：**では、原島さんお願いします。

**原島：**検察官を志した理由というところですが、大学時代に刑事裁判を傍聴しまして、これはおもしろいなと感じました。誤解を恐れずにいえば、人の一生というのが、一つの事件に現れるように私には見えまして、それは、とてもやりがいのある、興味深い仕事だなと思いました。そのように、刑事裁判に携わる仕事につきたいと思ったのが最初のきっかけだと思います。その中でも刑事裁判に携わる裁判官・弁護士・検察官でどれがやりたいかと考えたところ、事件があったときに、事件発生から最終的に刑の執行にいたるまで手続全てに主体的に関わり、能動的に事件に携わることができる検察官の業務に魅力を感じました。やりがいについても同じでして、主体的に事件に携わり、事案の真相を解明し、その事案に応じた適正な処分を実現できるというのが醍醐味です。皆さんもしかしたら、検察官の業務というのは、窮屈、つまり、組織なので上からのプレッシャーや圧力が強いのではないかと思っていたのではないかなと想像しているんですけど、正直私も入る前はきっとそうだと思っているところがありました。しかし、実際に検察官として業務を始めると、想像したよりもとても裁量が広いと感じています。当然、起訴・不起訴などを決めるときには、決裁が必要となりますが多数の事件を扱う決裁官が個々の事件の証拠を逐一見ているということではないので、一番証拠を把握しているのは主任検察官ということになります。主任検察官が証拠を十分に吟味して判断した処分であれば、その証拠を見ていない決裁官が、それを理不尽にはねつけるような決裁を私は受けたことはないです。そういう意味で、自分の事件というのがあったら、それについてきちんと証拠をあつめて適正な判断をすれば、その判断というのはきちんと尊重してもらえる。その点でとても裁量が広い業務であると思っていまして、それが検察官として一番の魅力だと思います。

**四宮：**ありがとうございました。では趙さんお願いします。

**趙：**私が、刑事弁護人を志したのは、「早稲田のロースクールに入ったから」です。ロースクールに入る前には、私は刑事事件に全く興味がなかったんです。ところが、ロースクールに1期生として入り、当時は教員も授業などを手探りでやっている時期でした。その中でクリニックについても試行プログラムということで1年生の時からなんでもできたんです。私は最初に民事のクリニックを

取っていたんですけど、周りのみんなから「刑事クリニック、マジ面白いよ」という噂が広がってきたんです。それで、自分は興味なくても一度は体験した方が良いと思って、刑事クリニックを受講したのが、ほぼ運の尽きだったという感じなんです（笑）。当時の刑事クリニックの授業では、学生に主体的に事件に関わらせるという方針だったように思います。私は高野班だったんですが、「高野隆」という名前の書面を学生が書くわけですよ。高野先生ももちろん一応チェックはするんですけど、基本的に学生が書いたものを尊重して出してくれる。自分がいざ弁護士になると、これほど怖いことはないわけです。自分の名前がよくわからない書面が飛びかうわけですよ。そういう刑事クリニックの授業を受けるなかで、刑事弁護の仕事をまさに一番近くで、体験することができて、単純に刑事弁護の仕事が面白いと思ってしまったんですね。

刑事弁護の魅力とかやりがいですが、色んな説明の仕方があると思います。まずは、相手が強いんですね。相手は検察なり、国家権力で非常に強い。私は、根っからそういう、生まれつきタイガースファンですから、相手が強いという状況に燃えるんですね。刑事訴追を受けるということは、一人の個人が、例えば実際犯罪をしてしまった人にせよ、冤罪、無罪を主張する事件にせよ、一人の個人が検察という巨大組織で国家組織、非常に強い相手から訴追を受けるということであって、これほどピンチな状況というのはないわけです。その力になれるというのが私は、刑事弁護のやりがいだと思います。一番達成感があるのは、無罪の判決を取った時だと思います。

**四宮：**趙さんは、無罪は何件取ったのですか。

**趙：**5件です。

**四宮：**すごいですね。

**趙：**無罪判決というのは、国家権力がまさに全力になって一人の個人を訴追するのに対して、全力で防御した結果であり、刑事弁護の最大のやりがいだと、最高の瞬間だと思います。

**四宮：**いままで裁判員裁判は何件くらい経験したのですか。

**趙：**裁判員裁判、公判が20件ぐらいですね。

**四宮：**そうすると、何件か捜査段階では裁判員裁判対象事件であったのに公判にはならなかった事件もあるんですね。

**趙：**そうですね、それはたくさんあります。

**四宮**：その点はまた、あとで伺います。原島さんは捜査で40から50件ぐらいですか。

**原島**：はい。

**四宮**：細川さんは数字でいうと何件ぐらいですか。

**細川**：数字としてはあまり多くなくて、全部で5件だと思います。初任の福岡ときが3件で、これは、平成21年5月に裁判員制度が施行された後、翌年3月末までに判決に至った件数です。平成27年4月から1年間、東京で裁判員裁判を担当しましたが、東京の右陪席は裁判員裁判の持ち件数が少ないので、私自身が審理評議に入ったのは2件です。

**四宮**：持ち数が少ないというのは、部が多いからということですか？

**細川**：これは東京の特色なのですが、いわゆる特捜事件をはじめとして、特殊な事件や審理が非常に重い事件が常に一定数あるので、単純に数だけで部の数が多すぎるとは言えないところがあります。ただ、裁判員裁判の件数との関係だけでいえば、裁判員裁判の事件数に対して、部の数が相対的に多いということはあるかと思います。また、私が所属した部は裁判官4人で構成されていて、裁判員裁判の裁判長は部総括判事が、左陪席は新任判事補が、全ての事件を担当する一方、右陪席は残りの2人の裁判官が半分ずつ担当することになっていたもので、どうしても担当件数が少なめになるという構造ではありました。

## II 裁判員裁判について

### 1 はじめて裁判員裁判を経験して

**四宮**：それでは次に、裁判員裁判を経験してということに移りたいと思います。最初に、それぞれ裁判官・検察官・弁護士として初めて裁判員裁判を経験してどう思われたか。まず趙さんに伺いますが、弁護士として、最初の事件を担当して、裁判員裁判で他の事件とどんなところが違うと感じましたか、また、どんな気持ちでしたか。

**趙**：それは、明確に覚えていますけど、法壇に裁判官ではない人がいるんですよ。それが新鮮でした。私たちは、裁判員裁判が施行される直前に弁護士になり、実際に裁判員裁判の公判弁護をやるまで1年2年ぐらいでしたが、その間他の事

件もやっていました。そんな私でも、法壇に裁判官ではない人がいる新鮮さを強く感じました。いろいろ刑事弁護やっていると、どんどん裁判官に絶望していくわけですけど。

**四宮**：裁判官からの反論の機会はまた後で（笑）。

**趙**：そういう時に、やっぱり裁判員がいる、私たちはそこに期待するんです。本当に私服というか法服を来ていない市民が、法壇の上に6人いるというその事がとにかく新鮮だったことを、明確に覚えています。

**四宮**：原島さんはどうでしたか？最初の裁判員裁判の経験は。

**原島**：最初の裁判員…、私も印象に残っているんですけど、任官1年目にさいたま地検で殺人未遂事件の捜査を担当しました。当時、私は半年間捜査を担当して、次の半年間で公判を担当するという配置で、ちょうど捜査のときに担当した殺人未遂事件を公判の方でも担当することができて、捜査・公判通じて同じ事件を担当することができました。その事件で、証人の女性が裁判員の前に出るという事で、すごい緊張されて、裁判員がきちんと判断してくれるのか不安だということを、証言の前に話されていました。それについて私自身もまだ経験していないので当然、偉そうなことは言えなかったんですが、「きちんとプロの裁判官もいるので心配しないでください」ということを話した覚えがあります。

**趙**：それ、被害者証人？

**原島**：被害者証人です。ただ蓋を開けてみて、裁判員のみなさまは被害者の方、証人の方の話を真剣に聞いているなと思ひまして、ときに裁判官より裁判員の方が証人の話に…。

**四宮**：裁判官には反論の機会はありますから（笑）

**原島**：身を乗り出して聞いていているんだなと思ひました。それで裁判員裁判といっても、我々がやるべきことに変わりはなく、安心できるなという風に思ったことが印象に思っています。

**四宮**：細川さん、いかがですか。

**細川**：裁判官は、当然ですが証言をきちんと聞いて、まさにリアルタイムで心証を形成しています。ただ、公正らしさの観点もあって、法廷では努めてポーカーフフェイスを維持していたりもしますから、そのように見えてしまう部分があるのかもしれないね。

さて、私が経験した最初の裁判員裁判は、裁判員制度施行翌日に起訴された福

岡の起訴第1号事件、殺人被告事件でした。この事件は、殺意の発生時期や殺意の程度といった重要な情状事実に争いがある事件で、事実認定のために複数の関係者の証人尋問を実施する一方で、審理・評議・判決の期間が合計4日という、相当にハードな内容でした。事実関係に争いがあり、公判前整理手続にも多少時間を要したために、福岡で実施された裁判員裁判の公判としては第2号事件となりましたが、それでも公判第1号の事件の翌週に公判を行いましたので、地域社会の注目は非常に大きなものがあり、絶対に失敗することはできないという覚悟で法廷に入ったことが、昨日のこのように思い出されます。

実際にやってみてどうだったかという、裁判員の皆さんの責任感と能力の高さに感嘆したとしか言いようがありませんでした。特に印象に残っているのが、裁判員から積極的な補充尋問・補充質問があったことです。そして、裁判員が質問すると、私が「ここを補充質問しよう」と思ってメモをしておいた事項がどんどん消えていくんです。最終的に、私が質問しようと思っていたことの相当部分を先に聞かれてしまいました。このとき、「これだけの質問ができるほど、きちんと証人や被告人の聞いているのだから、この後の評議も大丈夫だ」と思ったんですね。実際に、評議をしてみても、議論がよくかみ合うわけです。当初いろいろな心配を想定して審理評議に臨んだのですが、そういった心配は全て杞憂に終わりました。そして、「ああ、これはいい制度ではないか」という印象が残りました。

## 2 裁判員裁判の変化

**四宮：**皆さんから見た裁判員について、初めての経験を伺いましたが、それから今日に至るまでさらに経験を積まれたと思うんですけど、初めての時に思ったことと現在では何か違いがありますか。裁判員に限らずなんでもいいですが。

**趙：**いいですか？じゃあ。

**四宮：**どうぞ。

**趙：**かつて裁判官だけの裁判しかなかった時に、四宮さんとか先輩方が苦労してきたことを考えると、市民が法壇に入る、法壇に立つということで、これは何か変わるんじゃないかというように大きな期待のもとで裁判員裁判が始まりました。その中で、期待通り、刑事裁判がすごくよくなったところもたくさんある一方で、やっぱり制度が長年運用されることによって、新たな問題が生じてきてい

ると思います。最初は、裁判官もよくわからない状態で手探りにやっていたところが、裁判官が、裁判員裁判をこうやって運用しようという大きな方針がこの7年、8年でかなり固まってきているところがあると思います。その結果、裁判員裁判の自由度というかやや薄まってきているところがあるんじゃないかという印象を感じているところです。なので、たくさん経験すれば経験するほど、人間は欲深いもので、最初は裁判官しか法壇の上になかったところ、市民が入ったことに満足していたのですが、次はあの裁判官たちが法壇からいなくなったほうがいいんじゃないかと思ったりもします（笑）。つまり、市民だけがもし法壇の上に立ったらどうなるかということ、つい考えてしまうことはあります。

**四宮：**それは、弁護人が思うようには行かなくなっている…。

**趙：**というよりは、裁判員裁判をどう進めるのかということがかなり硬くなっている印象があります。しかも裁判所って学生のみなさんが思っている以上に、「裁判所としてこの方針で行きましょう」となったらみんなその方針で行くところがあります。裁判所は裁判所なりに裁判員裁判をこういう方針で進めようというところが、だいぶ強まってきているなという印象を受けますね。

**原島：**検察官が責められるのかなと思っていましたが…。

**細川：**内部にいる私自身は、「裁判所としてこの方針で行きましょう。」となったらみんなその方針で行くという印象は、逆にないんですね。裁判官は、良い方法があるという情報に接して、それに納得がいけば取り入れるけれども、納得がいかなかったら取り入れないという、ある意味で頑固というか、職人氣質なところが、私も含めてあると思っています。人に言われたからこうしよう、というような考えの人は、そもそも裁判官にはあまりいないのではないかと思います。

ただ、バラバラという観点で行くと、裁判員制度が施行された当初は本当に色々な運用があったのだらうと思います。例えば事後的に検証可能なものとして、判決書がありますが、裁判員制度施行直後の判決の量刑理由を分析した論文が判例時報に載ったことがあって<sup>2)</sup>、これなどを見ると、当初は色々なスタイルがあったのだなという感じがします。判決ひとつ取ってもそうなのですから、他の部分の運用も、色々だったのだらうと思います。

こうした状況を、現場の裁判官としてどのように見ていたのかというと、各地

<sup>2)</sup> 青木孝之「裁判員裁判における量刑の理由と動向」判時2073号3頁，2074号11頁

で様々な運用があること自体は認識していて、優れたものがあれば積極的に取り入れていこう、ということを考えていました。自分の所属する合議体でも、問題点は毎日のように出てきます。そんなときに、じゃあ、隣の人はどうやっているのだろうかと考え、実際に情報を得て参考にする。これは、自然な流れだと思います。

一方で、現場で裁判実務に携わっていると、日々の仕事は毎日の公判が中心になるので、全国各地でどのような運用がされているのかを知る機会というのは、それほど多くないわけです。そういうこともあって、色々とところから提供される情報が、議論の素材になるということもあります。それは論文だったりすることもあるし、統計だったりすることもあります。そうしたものをもとに、所属の裁判所内で情報を交換して議論する機会があったり、各地の裁判所から裁判官が集まって研究会が行われたりします。そうした場で議論をしていくうちに、その中から多数の支持を得る見解が出てきたり、そこまでいかなくともだんだんと議論が収れんしていったりすることも、当然出てくるわけです。これは、誰かが方針を示すというようなものではなく、それぞれの裁判官がある見解について腑に落ちた状態になったとき、それが共有されて実践されていく、ということなのだと思います。

では、それは窮屈なのか。チャレンジをしないということなのかというと、私は必ずしもそうではないと思っています。というのは、実は、私にとっては、裁判員制度導入のときの方が、心理的にはよほど窮屈だったからです。先ほど申し上げたように、私が担当した最初の裁判員裁判は、福岡の起訴第1号、公判第2号の事件で、一切の失敗が許されないという覚悟で法廷に入ったわけです。ところがその時点で、こうすれば大丈夫だというような確立した運用というようなものは、全くないわけです。そうした中で、何か大それたチャレンジをしようなどということは、考えもつきませんでした。これと比べると、今はある意味では足腰としては整ったものがある。だからその上に乗るものに関しては、逆に工夫ができるところもあるのではないかと考えています。

もちろん、趙さんは、むしろその足腰の部分が問題なのだ、ということで問題提起をされたのだと思います。ただ、制度導入時のような、ゼロからすべてを作り上げるようなダイナミックさや、外科手術のようにスパッと何かを変えてしまうということにはならなくとも、1つ1つの運用を積み重ねていくなかで、い

わば漢方で体質改善をするように、その足腰に工夫の成果を及ぼしていく、ということは常に可能ではないかと、私自身は思っています。

結局はどこに着目するかという問題なのかもしれませんが、私としてはそんなに窮屈にやっているつもりはないですし、窮屈さを感じているわけでもないのです。

**四宮**：裁判官や弁護士，検察官それぞれ，他の同業の人がどのようにやっているかということを見る機会はあるのですか。あるいは，意識的に見ようとするのか，若しくは意識的に見ないようにするのか，いかがでしょうか。

**細川**：裁判官は，基本的には仕事で他の人の法廷を見ることはないです。ただ，裁判員制度が始まってすぐのころは，特に私は新任の判事補でしたから，他の部の裁判員裁判を傍聴したこともあります。あとは判決が出ますから，公刊された判決はだいたい読んでいました。加えて，実際のところの話を昼食会とか研究会とかで聞いたりする，そういった場面はあります。ただ，評議だけはその場に入ることができず，評議の秘密もあるので，他のところがどうやっているというのは，実際の発言のレベルではわからない。そういう意味では限界はあります。

**四宮**：原島さんはどうですか。

**原島**：そうですね，我々は検察庁という組織で業務に取り組んでいるので，当然うまくいった事例，失敗した事例というのは組織の中で共有しています。実際に法廷を見に行くかということ，当然自分の業務もありますので，なかなか見に行ける機会は少ないのですけれども，冒頭陳述・論告ですとか，証拠調べ・尋問でうまくいった事例はその後の業務の参考となっています。

**趙**：弁護士はそういう意味ではバラバラですから，誰がどこで何をやっているかは基本的にはわからないですね。見たら勉強になりそうな弁護士の裁判員裁判の事件があるという情報すら，たまたまその人が知り合いだったらわかるという感じですね。私は特に最初のころは，見たら勉強になるような弁護人の法廷弁護活動を見に行くようにしていました。なるべくそういう情報に接するようにして。しかしそれはたまたま私が，そういう情報に接しやすい位置にいたからであって，なかなかそういう意味では他の人を見るとか，横の繋がりみたいなものは，弁護士が一番弱いところだろうと思います。

### 3 裁判官・検察官・弁護士それぞれ他方向から見た法曹二者

**四宮:**では裁判員裁判を経験して学んだことや、やりがいは今までのお話の中でも出て来たかと思うので、次に、法曹三者のうちの、自分から見たほかの二者ですね。裁判官から見た検察官・弁護士、検察官から見た裁判官・弁護士、弁護士から見た裁判官・検察官など、感想程度で結構ですのでお答えいただけますか。では趙さんから。

**趙:**はい。まず、検察官からですが、裁判員裁判ということなので、公判での活動ということと言えますと、弁護側の議論とかみ合っていて、しかも尋問の技術や検察官の論告の内容、非常に素晴らしいと感じる検察官もたくさんいらっしゃるなと思います。一方で、例えば尋問などにしてもかなりわかりづらいなという検察官もいて、そういう意味では、まあ当たり前かもしれないですけども、結構差はあるかなというように思います。

裁判官は、ちょっと違う視点かもしれませんが、私はわりと左陪席と呼ばれる、若い裁判官に期待するんですね。一番外にいる裁判員から、陪席裁判官、裁判長というように期待度がどんどん下がっていきます(笑)。一番期待するのは裁判員の人たち、裁判官の中でも、裁判長が味方の時もあるんですが、裁判長にしっかり意見を言う左陪席に期待します。例えば公判前整理手続きとか、あるいは裁判員選任手続、そういうところで左陪席と裁判長とがよく話し合うわけですけども、この左陪席の裁判官はちゃんと自分の考えを言う裁判官だと思って思う裁判官と、ほぼ言いなりだと思って思う裁判官とがいて、意外とそういうところを見て、この左陪席すごく期待できるな、って思ったりしながら裁判官のこと見てたりしてます。

**細川:**当事者のいる前で裁判長に意見を言うかどうかは裁判官によって非常に個性が分かれるかと思います。また、公判前整理手続は事前合議の上で裁判官どうしの認識を共有して臨みますので、期日で誰が発言するか、といったところも含めて、合議体の方針でそのようにしている場合もあります。

**趙:**あとは、補充尋問の内容などが、こちらの主張をしっかり理解したうえでなのかとか、結構左陪席に注目することが多いです。

**細川:**左陪席は主任裁判官ではあるので、注目すること自体はそうだろうと思います。ただ、評議では強い意見を言っているけれど、法廷では控えめな感じの人というの、案外いるかもしれません。たしかにこの辺りは、当事者からは見え

にくいところかもしれませんね。

**四宮：**今、「主任」って言葉が出たんですけど、合議の場合には3人の裁判官がいて、そのうちの1人がその事件の主任として指定されて主として事件を担当する、というかたちですか。

**細川：**地裁の刑事合議事件の場合、基本的には、左陪席、つまり一番若い裁判官が主任裁判官になります。主任裁判官の役割は、その事件の進行を管理し、今後どういう段取りで物事を進めていくかのたたき台を作り、合議では最初の意見を述べることです。その意見をもとに裁判長と右陪席と合議をすることになります。

なぜこうするかというと、裁判長が最初に「こうなんじゃないのか」「こうした方がいいのではないか」などと言ってしまったら、その後の意見がどうしても裁判長の発言に引っ張られてしまう可能性があるからです。だから、特殊な事件を除いては、左陪席が主任裁判官を務めるという体制が取られていることが通常です。

**四宮：**では、原島さんからご覧になった弁護士、裁判官は。

**原島：**まず、裁判官からいくと、一言で言うと大変そうだ、ということに尽きます。何が大変そうなのかというと、我々はよく取調べとか事情聴取で、初対面の全然面識がない人と話をして重要な供述を引き出すという業務をして、その難しさを日頃感じています。しかし、裁判員裁判となると、裁判官は3人いるんですけども、裁判員だけで補充裁判員を入れたら最大8人から9人の人と初対面でいきなりこういう事件について一緒に判断しましょう、という状況になって、時間の限られた中で、充実した評議をして最終的に一定の結論を出すというのは、想像を絶する難しさなのではないのかと思っています。その評議のために、裁判官から、検察官や弁護士に対し、証拠の分量や尋問時間につき、圧縮してくれないですか、これ判りにくいです、などと色々言われることがあるんですが、あの大変さを思えば、やむないと思って、オーダーがあればそれはできる限り快く引き受けるようにしている、というところはあります。

弁護士に話がいきますと、やはりこれも大変だな、ということになります。想像の話ですが、弁護士は、我々裁判官や検察官と違い、依頼者から報酬を受け取り、それで生計を立てていると思うんですけど、裁判員裁判というのは基本的に始まると短いものでも丸2日、長いものになるとそれこそ1か月、2か月、時間

を毎日拘束されると思いますが、その間他の仕事はどうしているんだろうと思います。それを想像すると、負担もある中で充実した尋問ですとか弁論とかっていうのを準備して、裁判員裁判に臨まれている刑事弁護人を見ると、本当に大変なことなんだろうと感じます。あと、さっき、趙さんが検察官に言及されたところで、尋問がわかりづらいと、一拍おいてから言っていたんですけども、きっとだいぶオブラートに包みこんで言ってくれたんだろうなとすごい優しさを感じました。

**四宮：**友情を感じる場所ですね。趙さん、生活はどうしていたのですか。

**趙：**それは、深刻な問題なのですが、確かに本当に長い裁判員裁判がある時は他の事件をセーブしたりする必要があるのが非常に大変ですね。私自身は2年前に3か月間ぶっ通しで裁判員裁判をやりました。その時は、他の事件を大分セーブしました。そうでないととても他の仕事をできなくなってしまうので、かなり収入が減るのを受け入れざるを得ませんでした。そういう意味では、裁判員裁判の弁護活動をしっかりとするためには、そういう弁護側の体制や制度を整えることは、非常に深刻ですし、非常に重要な問題だろうと思っています。

**四宮：**細川さんから見た検察官、弁護士はどうですか。

**細川：**裁判官の目から当事者双方の裁判員の公判を拝見していると、想像を絶する大変さがあるのだろうと、ひしひしと感じられます。連日開廷で公判審理を行い、毎日複数名の証人の話を聞くといった審理では、1日目で出てきた証人の話を全部消化した状態で、2日目の証人に何を聞くかを再構成しなければいけないわけですが、毎日やるわけですから、手元にあるのはメモと裁判所で記録した音声認識の録音だけで、調書はないわけです。また、論告・弁論でも、この証人がこう言っていたのを思い出してください、といった内容が入ってくるわけです。そうすると、そこを目指して、これをこの証人から聞かないといけない、っていうのを随時修正しつつ、かつ、最後に論告弁論をその日まで出てきた情報を全部消化した状態で作らないといけない。これは大変な作業で、しかも技術を要することだという感じがしています。

技術という意味では、既に出ている話ですが、尋問については裁判所としても、うーん、と思いながら見ている時もあります。安易に、こうすべきだとか、そういうことが言えるわけでもないですし、言うべきでないとは思っているのですが、裁判員裁判では、尋問の巧拙自体に非常に目が行くというのは事実で

す。やはり生き活きとした尋問がされると、裁判員も、ああそうか、という感じで、着眼点や問題点がすごくよく頭に入っていたりするわけですね。ところが、何だかよくわからない話になっていて、込み入った話が整理されないまま尋問が進んでいくと、これは一体どこの場面の話でしたっけ、みたいになってしまうこともあるわけです。これはひとえに尋問の技術にかかっているのです、裁判員裁判は、そういったところの力量がストレートに問われる制度なのであるかと思っています。

#### 4 法廷での技術・知識

**四宮：**その技術というのは、私が弁護士になったのは1981年ですけれども、その頃は技術の体系的な蓄積、技術に関する知識はなく、本当の意味での法廷技術をきちんと教わったことがないんですね。つまり、我々の時代の刑事裁判というのは書面を書くのが検察官、弁護士としての活動の中心だったわけです。

そのあと、一般の人たちが裁判員として、しかも判断者としてかかわるということで、2004年から2009年まで、私たちが早稲田で担当してきた授業では、新しい法廷技術というものをどうやっていくべきか、アメリカの実例なんかを参考にしながら取り入れたりしていました。今の若い人たちは最初からそういう訓練を受けてきているんですけれども、この法廷技術について今細川さんから非常に重要だというお話がありました。

その点は弁護士、検察官は、どう取り組んできていますか、また、どういう成果があって、問題点はどこにありますか。

**趙：**そういう法廷での技術という意味では、私はかなり深く、これまでの弁護士9年間の中でも相当の時間をこの法廷弁護技術というものに費やしているような気がします。もちろん弁護士になりたてのときは、技術も何もわからなかったもので、当時四宮さんや高野さんたちが始めた法廷弁護技術の研修を受講生として何度も受けました。この研修というのは、模擬の教材で、実際に法廷で尋問などをやっているいろいろな講評を受けるわけです。ただ、やはり研修はしよせん研修ですから、研修で学んだことをとにかく1つでも2つでも実際の事件で実践しました。それは裁判員裁判に限らず、普通の裁判官だけの裁判でも裁判員裁判と同じように意識して、習ったことを実践することを繰り返してやりました。そういう意味では、私たちの世代以降は非常に恵まれていますね。刑事弁護に興味か

ある、尋問について学びたいと思えば、学べる研修はたくさんあるという状況です。

その後、徐々に、(私が) 教える側になり、これまで弁護士会での研修などで、講師を数えきれないくらいやっています。あと、4年前くらいから東京法廷技術アカデミーというアカデミーを、高野隆弁護士が校長になって始めました。私もその一員として、弁護士向けの法廷弁護技術を教えるアカデミーを作って、さまざまなワークショップを開催したりして、少しでもみんなで技術を高めようという取り組みをしています。人に教えるということはすごく自分の勉強にもなるので、このような取り組みを通して日々法廷での尋問にせよ弁論にせよ、そういう技術を磨くということ、私自身はやっています。

**四宮：** 検察官はどうですか。

**原島：** そうですね、尋問技術という点でいえば、我々は若手の頃は研修を受けて、こういう尋問が望ましいとか、こういうやり方がスタンダードだということは一定程度学ぶんですけれども、そこから先は趙さんが言うように、実際に OJT、現場に出て先輩検事のものを見ながら、自分なりのスタイルを身につけていくことが重要なのではないかと思います。先ほど細川さんの方から話があったように、尋問の技術という点で一番難しいところは、はたして尋問がうまくいったのかどうかというのが、我々当事者にはわからないということです。

**趙：** そういうところはありますよね。

**原島：** 判決に尋問がうまくいったということがストレートに現れるものではありませんし、裁判員裁判であれば、事件後に法曹三者で今後の改善を目指して検討会と開くことがあって、そこで尋問がよかったですとか悪かったですとか、そういう話が出ることはあるんですけれども、一つ一つの尋問について、評価というものを当然得られるわけではないという状況です。なので、自分のなかで、日々こういうやり方がいいんじゃないかというのは意識して取り組むようにはしているんですけれども、正解のないようなものを模索しているというのが現状なのかなという風に思っています。

**四宮：** 今、日弁連は、実際にアメリカから講師を呼んで、まさにやっているんですね。アメリカなどから、つまり陪審裁判がある国からそういう人たちを講師として呼ぶというようなことは検察庁はやっていないんですか。

**原島：** やや話が変わって恐縮なんですけれども、私の印象としては、どちらかと

いうと尋問より取調べの方が注目されていて、皆さんご存知のとおり、録音録画という制度が始まっています。これは諸外国が先行して、すでに取調べの録音録画を実施していましたので、その諸外国における録音録画下の取調べのあり方というものを学ぶ取り組みは行われています。他方、尋問に関しては、ある程度蓄積というものもあるので、それを敷衍しつつ、さらに裁判員裁判が始まったことで、どういうものが分かりやすいのかというのを突き詰めているところなのかなと感じています。

やはり裁判員裁判もだいぶ定着していった、事例も集積する中で、尋問、特に被告人質問の重要性というのは今検察庁のなかでも再びフィーチャーされているところがあって、ディテールまでこだわって、きちんと弾劾すべきところは弾劾すべきという問題意識があり、各庁がリハーサルなども含めて取り組んでいるところだと理解しています。

**四宮**：裁判官としては、初めて会って1回だけの人たちと、その議論をする、評議をすることが大変だということでしたが、裁判官の、特に裁判長かもしれないが、ファシリテーターとしての技術というものは非常に重要だと思うんですね。そういう技術の研修とか情報の交換というものはあるんですか。

**細川**：裁判員制度の導入の頃は、そういった勉強をする機会というのをかなり設けていたと思います。当時私がいた福岡地裁でも、ファシリテーションから接遇面まで、いろいろな専門家のお話をうかがったり、勉強したりする機会がありました。

その後、時を経て、今の現場レベルでは、OJTの比重がやや高まっているようにも思います。とはいえ定期的に裁判官の研究会といったものもありますし、そういったなかで、いかに裁判員と共同して議論をしていくかといったテーマは、常々話題になるわけです。どのように評議を進行していくのかということに関しては、やはり高い関心があって、色々な議論がされています。

## 5 裁判員と職域

**趙**：話はずれますけど、私のイメージでは裁判員裁判になって一番直接影響を受けるのは裁判官だと思っています。つまり、もともとは事実認定なり法令の適用をするのは裁判官の職域だったものが、市民とともに判断することになったわけですね。このあたりについて、細川さん個人の見解でいいんですけど、それ

って好意的なものなのか否定的なものなのか、その辺についての細川さんの個人の考えなり、あるいは周りの人の考えはどんな感じなんですか。

**細川:** 私自身の実感としては、裁判員裁判を実際にやっているまさにその時は、仕事のピークという意味で大変は大変です。ただ、どんな仕事でもピーク時は大変なわけで、それだけといえばそれだけのことです。また、職域を侵されているのかというと、そういうことではないと思っています。むしろ先ほど申し上げたように、同じ問題について真剣に人間が考えると、同じようなことを考えるということが、むしろ、逆に分かってきたりします。そうだとすると、そういった色々な意見を出し合って議論した結果として結論が出れば、従来と同じ結論でも、それはより厚みのある結論であるということにもなってくるわけですね。だから、それを嫌だと思ふ理由もないわけです。

しかも、私の場合は、裁判官になった時点で、来年から裁判員裁判始まりますというときだったので、もはやそれは前提である、という感覚がありました。裁判員制度が開始されることは決まっているのだから、私たちの仕事をそれに合わせてどうしていくのかということがむしろ当時のテーマだったのです。それによる裁判官の役割に対する影響の是非とか、そんなことを議論する時代はとうに過ぎていたわけですね。

**趙:** なるほど。

続けて申し訳ないですけど。裁判官といえども、評議を法律的に適法にコントロールするだけじゃなくて、もちろん、一票を持つ一員なわけですよ。そこで、その結論に対して、「基本的には裁判員の人たちがしっかり議論して、決めてくれればそれでいい」という感じなのか、かなりそこに強く自分の裁判官としてやっぱりこうあるべきなのではないかというところをわりと強く持つのか。その辺、細川さん個人の意見でしかないかも知れませんが、どうですか。

**細川:** 私は、裁判官と裁判員の全員が対等な一票を持っていることを実感し、対等な一票を前提とした話をできたと思えるのが理想だと思っています。だから、裁判員の皆さんがきちんとした結論に到達しさえすれば、別に裁判官が何も言わなくていい、なんてことは思っていませんし、逆に、裁判官としてこうあるべきなんじゃないのかというのを強烈に押し出していくというのも違うと思うのです。やはり、同じ高さの目線で議論ができるということが重要で、その結果出た結論であれば、それが適切な評議の結果なのだろうと思っています。

**趙**：それって、裁判官としては割とオーソドックスな感覚なのか、どうなのか。

**細川**：裁判官が議論をリードするのがいいのだと考えている人というのは、ちょっとイメージしにくいです。一方で、きちんと意見を言うのは裁判官の職責でもあるので<sup>3)</sup>、意見を言わないのが理想だということにもなり得ないだろうと思います。そうすると、自然とある程度の幅の中に多くの人の感覚が収まるのではないかと思います。

ただ、やはり裁判長の言葉は重いので、裁判長がむやみに発言しないように、発言するタイミングや内容を、かなり気をつけているということはあると思います。これは、自制しているとか議論に消極的になっているとかということではなくて、あくまで同じ目線で議論をするためには、立場のある人は一定の配慮をした方がいい場合があるのではないかと考えている人も多いのではないかと思います。

**原島**：私もちょっと聞きたいのですが。裁判員裁判って、必ず裁判員の方に感想を書いてもらうアンケートをやりますよね。

**趙**：終わった後にね。裁判員裁判が全部終わった後にね。

**原島**：その内容は、参加した弁護士、検察官は見せてもらえるのですが。たとえば、評議については、評議で自分の意見をちゃんと言えたかどうかという点について、よく言えた、普通だった、あまり言えなかったなどというたしか5段階の評価が記載できる。それを見ていると、よく言えたに丸を付けている人が多いので、そういうのを見ると、実質的な議論ができたんだろうな、と感じる。他方で、たまに、あまり言えなかったという結果が、散見される場合もありますがアンケートの結果を裁判所はどのように捉えているんですか。

**細川**：発言をどのぐらいできたかできなかったかというところの主観の部分というのはなかなか難しいですね。実際はかなりきっちり発言をしておられるなとこっちは思っている、元々が多弁な人だったということもあるわけです。

**趙**：その人からみたら言い足りない。

**細川**：はい。そうお感じになることだってあり得るわけですね。逆に、あの人の話をそこまで聞けなかったかもしれないなと思っけていても、その人が元来寡黙

---

<sup>3)</sup> 裁判所法76条は、「裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない」として、意見を述べる義務を規定している。

な人で、自分としては本当によく発言をしたとって大満足をしておられるということだってあるのです。

こうしたこともあるので、個々のアンケート結果自体からこうだということ言うのはなかなか難しいなというのが、私の印象です。統計的な観点から見た方がいい部分もあるかもしれません。

**趙:** 評議での議論をどう組み立てていくかということについて、色々裁判官内の研究会とかもあるということだったのですが、評議を仕切るのは、裁判長が多いですか、それとも陪席が仕切るところもあるんですか。

**細川:** そこは、合議体によっておそらく色々ですが、実際のところは、自分が入った合議体のことしか分かりません。

ただ、先ほど申し上げたように、やはり裁判長の発言というのは重みがあって、最初に裁判長が発言すると、それに引っ張られてしまうのではないかと、ということは、一般的な感覚としてはあります。これは裁判官ですら引っ張られるんじゃないかということで、若手の裁判官から順に意見を言っていくというぐらいいですから、裁判員裁判ではなおさらということで、そこはやはり慎重に考えている裁判官も多いのではないかと思います。なので、どちらかといえば司会者に近いスタンスをとることも多いのだらうと思います。

逆に、若手の左陪席裁判官というのはきちんと証拠を見て聞いて自分の意見を言えるようになっていかないとはいけません。なので、私自身が初任のときは、積極的に意見を言うべきところは言うのだという感覚で、評議に入っていたと思います。

右陪席裁判官になってみると、この中間の立場でして、ポイントとなるのがどこかというところを指摘しつつ、自分の意見も述べつつ、議論を整理するというようなスタンスを取っていたように思います。

いずれにしても、議論を仕切るというよりは、同じ目線の高さでの議論ができる場を作る、ということだらうと思います。

## 6 三法曹から見た裁判員

**四宮:** 裁判員について、今までの中でも例えば、裁判員の質問の仕方が非常に的確だとか、評議できちんと意見を述べているとか、そういう、今まで出てきたことに付け加えて、弁護士・検察官・裁判官から見た裁判員、裁判の知識も経験も

なしに 1 回だけ裁判に加わるという方々について、経験上、付け加えておっしゃりたいことがあればお願いします。

**原島:** じゃあ、私が感じたことを。率直に言って私は裁判員への印象というのは、始まったときから今までぜんぜん変わらず、本当に真面目で真剣に取り組んでいると感じています。私ら法曹にとっては、裁判というのは日常です。他方、おそらく裁判員にとっては一期一会。その裁判員裁判に参加するのが一生に一度の経験という方がほとんどだと思います。そういう方が抽選で裁判員として選ばれて実際に法壇で真剣に証拠を見て、尋問を聞いている。当然裁判官が、裁判を始める前に適切な説明をされていることも大きいと思いますがそれを超えて、裁判というのが目の前にいる被告人の一生を決める重大なものだということを、きちんと認識して裁判に臨んでいるのだらうと思います。逆に我々としても、ともすれば、仕事と言うのはルーチンワークになりがちなところがあるのですが、裁判員裁判に臨むと、一期一会の裁判員に対してベストのものを見せたい、という緊張感を取り戻す、というのは自分の感覚としてはあると思います。

**四宮:** 趙さんはどうですか。

**趙:** 裁判をやっていると裁判員 6 人を毎日見ているうちに、弁護人の立場からしても、人の区別がついてきて、なんとなく「よく発言する人だな」とか、裁判員の個性にどんどん着目していくんですね。最終弁論する頃には、「2 番の人はたぶん味方っぽいから、あの人に重点的に話そう」とか、弁護士って意外とそういうこと考えながら弁論しています（笑）。

**四宮:** 大事なことですね。

**趙:** 裁判員というか、個人個人の個性を見て、そこに着目して弁護活動するようになっています。裁判員裁判の特徴の一つだと思います。

**細川:** 今までのお話の中でほぼ出ている感じがしますが、裁判員の方々は本当に責任感が強いです。裁判員はくじで選ばれますから、完全にランダムです。ランダムに選ばれた方々が、裁判所に呼ばれたから行かなくては、と思って裁判所にいらっしゃる時点で、相当の責任感があると思うのです。そして、何日も仕事を休んで、裁判員裁判に参加されるわけですから、その姿勢が審理や評議の場にも引き継がれるわけですから、審理に臨む姿勢は真剣そのものですし、評議でも責任感をもって発言をされていることが、裁判官から見ても感じられることがしばしばあります。

私たち裁判官も、当然責任ある審理・合議をしてきているわけですが、裁判員裁判の審理・評議も、これと変わりません。そうした審理・評議の結果出した結論ということになりますと、厚みも出てきます。そういった意味では、本当にたくさんの方に参加をして頂いて、それによってしっかりとした手続きをやっていくこと自体にも、やはり価値があるのだらうなと思います。

**四宮：**最高裁のデータによると 2016 年 12 月末現在で、裁判員と補充裁判員、つまり法廷に座った一般の人の数は 7 万 3 千人以上になるそうです<sup>4)</sup> (最高裁ホームページ「裁判員裁判の実施状況について」)。その 7 万 3 千人が、今の裁判員裁判という制度の形で、公平で公正な裁判に関わっている、ということは大変意義深いことだと思います。

## 7 裁判員裁判がもたらした刑事裁判の変革

**四宮：**では、次の議論に移りましょう。皆さんは、裁判員裁判が始まる前の実務も経験していると思いますが、裁判員裁判が始まって、何がどう変わったのか、それについてみなさんはどのように考えているか、お聞かせください。

**細川：**個別にお話ししていくと大変なことになりますので、全体的に言いますと、法廷一本勝負であること、法廷で心証を決めなければならない、そういう気迫のようなものはあると思います。やはり、ここで聞き逃したらアウトだ、という気持ちは強いです。それを前提にして、どういう手続をしなければいけないのか、ということを考えます。さらに、裁判員との評議がありますから、評議をしっかり行うためにはこういう形で審理が終わっている必要があるだろう、それを目指すためにはこういう形での審理計画が良いのではないか、それを実現するためにはこういう公判前整理手続をしていないといけない、と順番を遡って考えながら手続をデザインしている、という面もあります。

あとは、裁判員裁判の場合には、裁判員に法廷で心証を得てもらうことが絶対に必要なので、裁判員裁判用のオーダーメイドの運用というのはどうしても出てきます。というのは、裁判員の場合にはこうしなければ無理、という部分があるからです。

---

<sup>4)</sup> 最新の統計である、平成29年3月末では、裁判員と補充裁判員あわせて75,827人とされる。「裁判員裁判の実施状況について (制度施行～平成29年3月末・速報)」最高裁判所ウェブサイト<[http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms\\_lf/h29\\_3\\_saibaninsokuhou.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/vcms_lf/h29_3_saibaninsokuhou.pdf)> (2017年5月22日閲覧)。

**四宮**：例えばどういうところですか。

**細川**：一番端的に出てくるのは、鑑定書だと思います。鑑定書を法廷で朗読してもらっても、理解するのは極めて困難です。そうなると、専門家にパワーポイントなどを使って法廷でプレゼンしてもらわなければならないということになります。しかし、裁判官裁判の場合には、従来型の鑑定人に対する証人尋問スタイルをとるということは今でもよくあります。そういったところはやはり、裁判員用にカスタマイズした運用というのが手続の中に出てきます。

**趙**：学生の皆さん向けに少し解説じみた話をしますと、裁判員裁判以前の刑事裁判というのは、先ほど四宮さんのお話にもありましたが、基本は書面が中心でした。しかも、裁判も月に一回開かれて、主尋問はこの日やりましょう、三週間後に反対尋問やりましょう、というように、五月雨式にやっていました。裁判官は、もちろん法廷で話を聞いていましたが、証人尋問調書などを読んで判決を書いていました。弁護人の最終弁論も、最終弁論要旨という詳細な書面を出して、裁判官は、その最終弁論要旨と呼ばれる書面を裁判官室でじっくり読んで弁護人の主張を理解する、検察官も同じように論告要旨という書面提出して、裁判官はそれを読んで判決を書く。こういう感じの裁判でした。

それが、裁判員裁判では出来ないわけですね。まず、裁判員裁判というのは裁判員の人たちに来てもらうわけですから、次は1か月後に、とかは無理なわけで、連日開廷でやらなきゃいけない。裁判員の人たちが、詳細な書面を読むことも難しいですから、さっきの細川さんの話にもあったように、公判中心になります。私たちの立場からすると、法廷で説得して、裁判官や裁判員の立場からすると、法廷で心証を形成する。それで結論を出す。かなり裁判の性質自体が変わってきていて、そのこと自体は誰も否定できないと思います。刑事訴訟法というのは皆さんも勉強していると思いますが、もともと伝聞証拠は禁止だ、基本証人尋問でやりましょう、というそういう法律です。そうすると、今までの裁判でやや違う運用になっていたのが、ある意味では、裁判員裁判の導入によって、刑訴法に定められている原理原則に忠実な裁判に戻ったということなんだと、私なりには捉えています。なので、その運用に影響を与えているか？と言われれば、裁判員裁判前の裁判との比較という意味では当然影響を与えたと思います。

さらに、実際、今、裁判員裁判が沢山実施されることによって、やっぱり、その供述調書を朗読するより、証人から直接話を聞いた方がわかり易いという話

になっています。証人から直接話を聞くと、本来刑訴法にはそう書いてあるわけだけど、その方がわかり易い。裁判官自身もそういうふう理解してきていると思います。そういう意味でも裁判員裁判によって刑事裁判に変化をもたらしていると思います。また、それは裁判員裁判だけの特別なやり方だというふうに、最初は割とそういうふうスタートしたんだけど、今は徐々に、裁判官だけの裁判でもそういった証人から話を聞こうとか、基本、その法廷中心、公判中心で裁判を進めようとなっています。これはまさに裁判員裁判がもたらした変化だと捉えています。そういう意味では裁判員裁判がもたらした刑事裁判の変革、公判中心でやるということ自体は、刑事裁判全体に対して非常に良い影響を与えているのではないかとというのが私なりの理解です。

**細川:** 裁判員裁判での議論が、裁判官裁判に与えた影響は、多々あると思います。ただ、刑事裁判全体ということで、裁判官裁判のとりわけ単独事件ということを見ると、何でもかんでも証人を呼べば良いというわけではなく、メリハリをつけるということが大事だとも思っています。

例えば英米法では、アレイメントがあって、メリハリのある手続選別を行っています。日本の場合、主だった簡略な手続としては、略式手続と即決裁判手続がありますが、その手続を選択するかどうかについて、裁判官には選択権がありません。

私は、そうした法制度を前提に、どう手続にメリハリをつけていくかということを考えることも必要だと思っています。重大事件は裁判員裁判で、公判中心主義、人証中心主義の審理を行っています。重大事件までいかない事件のうち、否認事件や動機犯罪で動機や経緯が問題になるような事件では、やはり裁判員裁判のプラクティスの良い部分を取り入れて、人証中心で証人や被告人からきちんと話を聞いて、しかも、1回で審理を終えられないような事件では、連日開廷まではいかなくても、毎週開廷とか、2週に1度くらいの開廷ペースで集中審理を行っていくということが考えられます。他方で、重大事件ではない事件のうち、被告人が公訴事実を認めている事件については、むしろ書証を活用して、迅速な裁判手続を優先するということを考えてもよいと思います。そういった切り分けというのが、逆に大事になってくるのではないかと思うのです。

**趙:** すみません、私が想定していたのは重大じゃない事件かつ否認事件をかなり前提にお話ししたところがあります。争えない事件に関しては、私もメリハリは

割と重要だと思っているので、何でもかんでも、とは思ってないですね。そういう意味で、さっき、連日開廷はすごく弁護人にとって大変じゃないか？という話がありましたけど、裁判員裁判をやって、集中的にある事件の審理を行うという生活に慣れると、逆に、月1回のようなものを最近すごくやり辛いですね。前回何の話をしたか忘れちゃうんですよね。

**四宮**：そうそう。私が弁護士してた頃というか（笑）、おっしゃるように月1回だと忘れちゃうわけですよ。そうすると次の期日が来る頃には、全部読み直さなければならぬ。

**趙**：そうなんですよ。

**四宮**：しかも、段々段々、記録は厚くなっていく。私は連日開廷の方が、はるかにやり易いとずっと思っていましたけれども。

**趙**：連日開廷に慣れると、裁判官裁判の特に争うような事件は、むしろ私は積極的に裁判所に集中審理にするよう申し出ている。そういう意味では、色々変化をもたらしている。

**細川**：裁判官の側から見ても、計画的な集中審理を行うと、仕事にメリハリがつかます。非常に古い話になりますが、岸さんと横川さんという大先輩が、昭和35年に『事実審理』という本を書いています。そこには、公判中心主義で集中審理をすると、訴訟が促進されて迅速な裁判が実現でき、しかも心証も適確にとれるのではないかと、さらに仕事にメリハリがつくので、忙しい時期もあるが、それを過ぎると休養もできてよい、というようなことが書かれていたように思います<sup>5)</sup>。これほど昔から、集中審理の効能が説かれていたわけです。集中審理には良い面が沢山あると感じています。

**四宮**：原島さん、何かありますか？

**原島**：前提として、裁判員裁判も裁判官裁判も同じ刑事裁判であって本質的に異なるものではないし、異なるものであってはならないという点は常に意識しています。被告人が公訴事実について有罪なのか？無罪なのか？有罪だとしたらどのような量刑が適切なのか？ということを決めるという点で、必要な事実を証拠で明らかにする検察官としてのスタンスは同じであるべきということです。

他方で、裁判員裁判が始まって捜査公判の在り方が変わりつつあるのも事実

<sup>5)</sup> 岸盛一・横川敏雄『事実審理＜集中審理と交互尋問の技術＞』（有斐閣、昭和35年）1頁など。

です。この点で一番大きいのは、供述調書です。法廷で供述調書を朗読しても、やはり、文章を一度耳で聞くというプロセスでは人の記憶に内容が定着しにくいのだらうと思います。しかし裁判員裁判では、法廷を出てから裁判員が調書を読み直すということは想定されていない。そうすると、実際に目の前で話をしている証人の話を聞いて、必要があれば質問をするというプロセスと比較すると、調書の内容をきちんと理解して記憶してもらうのはとても難しい。そのため、供述調書というのは、やや優先度が落ちるといわざるをえない、ということになります。そして、ときをほぼ同じくして、取調べの録音録画制度が始まって、取調べをし、結果を供述調書以外の形で残すことができるようになった。今は、捜査段階の供述について、録音録画していれば、その内容を法廷で再生して直接確認してもらうのが一番正確であるということになります。当然、捜査を進めるにあたって、話を聞いた内容を全て調書に残すかという、決してその必要はない。法廷では、被告人質問をして、そこで不合理なことを言っているのであれば、その録音録画した場面というのを法廷で再生することで供述の変遷を弾劾することも可能です。ですから、裁判所も供述調書、特に被告人の捜査段階の供述調書の採否には慎重ですし、供述調書という証拠の重要性というのは、相対的に落ちていることは間違いないと思います。

**四宮：**説得の対象が変わったから、証拠あるいは証拠調べの在り方はすごく影響を受けざるを得ないですね。裁判員裁判は法律家、特に裁判官のメンタリティに大きな影響を与えたと思います。重大事件から始めたことには大きな意味がある。例えると、砂山の上から水をまくと水は必ず下まで行きますよね。ところが下の部分だけチョコチョコ水を掛けても水は上に絶対行かない。その意味で重大事件から導入した影響力は、大きかったと思うんですね。

原島さん、1つ質問があります。捜査のやり方や証拠の作り方、また起訴の在り方などへの影響など、差支えない範囲でお話いただけますか？

**原島：**私は、平成20年12月に任官し、本格的に捜査業務に従事したのは平成21年4月でした。そして、その5月には裁判員裁判制度が施行されたため、私が検察官として業務を始めたときには裁判員裁判が始まっていたという感覚が強くて、それまでがどうだったのかというのは、自分が体験していないので、正直に言って答えられないところがあります。その上で、裁判員裁判となったから、起訴の在り方に影響があるかという、私自身が体験した限りでいうと、起

訴すべきものは起訴して、起訴しないものは起訴しないというスタンスは変わらないなというふうに思っています。むしろ、他の法曹の立場から、感じたところがあれば意見を聞いてみたい気持ちはあります。

**趙：**弁護人の立場からすると、起訴するかどうかは、ダブルスタンダードではないだろうと思っているんですけども、一方で、罪名、起訴罪名の選択という意味では、裁判員裁判になる事件なのか、そうじゃない事件なのかというところは、検察官が相当意識しているんじゃないかなという気がしています。典型的な例が2つあるんですけども、1つは殺人未遂。殺人未遂の事件が傷害で起訴される、その統計があるかどうかはわからないのですが、勾留段階で殺人未遂で勾留された事件が起訴時点では傷害で起訴されるという率が、おそらく裁判員裁判が施行される前後で相当違うんじゃないかという印象があります。もう1つは、強盗致傷が傷害と窃盗など裁判員裁判の非対象事件の組み合わせで起訴されるということがかなり多いのではないかというのが、現場の弁護士の感覚ではあるのですが。

**原島：**この点について、殺人未遂については殺意、強盗致傷については反抗を抑圧するに足る暴行・脅迫の有無など、常に非常に難しい事実認定、事実の評価を求められます。そのような観点から当初警察から送致された罪名につき、捜査段階で証拠を集めても立証できないということで、起訴する罪名が、殺人未遂であれば傷害、強盗致傷であれば窃盗・傷害などに変わることは少なからずあると思います。

**趙：**実際、統計上対象事件の起訴件数というのは明らかに減ったわけですよ。

**細川：**起訴の際にどれだけ認定落ちしたかを直接把握することは難しいので、一番インスタントに見ようと思うと、平成20年から22年までの検察統計や司法統計で罪名別の起訴件数や新受件数を追いかけて行ったときに、21年を境に顕著な変動があるかどうかでしょうね。

**四宮：**そこはね、起訴率は明らかに有意的に落ちてますね。対して窃盗の起訴率はほとんど変わらないんですよ、裁判員裁判のスタートの前後で。

**原島：**この点については、個々の事件の証拠関係は、それぞれ異なりますし、個々の検察官がその事件の証拠を吟味して判断したものですので、証拠に当たっていない立場のものとしては何とも言いがたいところです。

## 8 裁判員と証拠

四宮：では、次の課題にいきましょう。今までの中でも相当出ていたと思いますけれど、皆さんの経験から皆さんが感じている裁判員制度に関する課題、またその課題を克服する方策というものがあれば、伺いたいと思います。

原島：その点、裁判員裁判で、遺体等の写真を証拠としてどのように証拠として顕出するかということについて、検察庁の現場では活発に議論されているように感じます。当然 *best evidence* という観点からすれば、遺体そのものを見るのは困難だとしても、その写真自体を見てもらって、どこにどのような傷があったのか、どういう状態で発見されたのかなどを知ってもらいたいと思います。他方で、裁判員の方の精神的な負担等も看過できない問題で、その点からどういう証拠を裁判員裁判に提出するべきなのか、立証責任を負う検察官としては、最も事実を端的に示す写真自体を見て欲しいという思いがあります。それに関して裁判所、弁護士からは別の意見もあると思うのでどのような意見を持っているのか率直に聞きたいです。

細川：まず、遺体写真の採否について、その理論的な位置づけと、実務での議論の経過を整理してみましょう。

私がこの議論に最初に触れたのは、早稲田ロースクールの刑事証拠法の講座でした。この講座では、アメリカの連邦証拠規則を引用しながら、遺体写真等の残酷な写真をどう扱うかについて、法律的関連性の問題としてその証拠能力を検討するという手法を学びました。その証拠の必要性の高さと、その証拠が予断や偏見を生じさせて公正な判断を害する危険性の高さとを比較して、バランステストによって法律的関連性を判断する、という議論です。

いざ裁判官として現場に行ってみると、翌年から裁判員制度が始まるという時点で、遺体写真等の残酷な証拠をどう扱うかという論点があるということ自体は、認識されていたように思います。ただ、それを法律的関連性の問題として位置づけ得るということや、バランステストの考え方が明確に意識されていたのかというと、そうでもないという印象でした。そして、その後、遺体写真等の残酷な証拠に関する議論は、公正な判断を害するかどうかという観点というよりは、裁判員の精神的負担という観点に大きく軸足を移していきます。

ひるがえって考えてみると、アメリカでの法律的関連性の議論というのは、陪審制度が憲法上の位置づけを持ち、長年にわたって実際に陪審による公判が行

われている国で、陪審員の精神的負担ということはある種当然の前提としつつ、判断の公正性をいかに担保するのかというところを重視した議論なのだと思います。しかし、裁判員制度は、最近できた制度です。そのため、判断の公正性を担保する方法というのは他にもあるかもしれないけれども、負担の問題を回避するということは、他の方法がない問題なのではないかということが意識されているのではないかという感じもします。要は、その種の証拠の弊害として何を想定するかというところが違って、バランステスト的な考え方をするにしても、天秤に乗せるべき要素が何か、というところが必ずしも一致しないくらいがあるのです。そうした違いが出てくること自体は、国によって法体系や歴史的経緯に違いがあるのですから、どちらかが正解でどちらかが間違っているという問題ではないと思いますが、議論の整理としてそうした違いがあるということ認識しておくことは有益だと思います。

次に、この問題を議論するに当たっては、裁判員がさらされる可能性のある精神的負担がどのようなものか、ということも認識しておく必要があると思います。

具体例があった方が分かりやすいと思うので、個人的な経験を挙げます。実は昨年、手に少しひどい火傷をしました。休日の夕方だったので、やむをえず総合病院の救急外来、ERに行きました。そのERは、大部屋をカーテンで仕切ったようなところで、救急車で危険な状態の人が運ばれてくるという状況でした。私は、その横で火傷の処置をしてもらっていたのですが、そういう状況ですから、医師が必死の心臓マッサージをしながら、「ご家族呼んでこい！」とか怒鳴っている、こういう光景が、嫌でも目に入るわけです。その状況を、火傷の処置をもらいながら見ていると、気分が悪くなってきました。冷や汗が止まらなくなり、目の前を黒いチカチカしたものが飛び回ってだんだん視野が暗くなり、吐き気もしてきて、そのままでは意識を失って倒れてしまう、という、貧血がひどくなったような状況です。処置をしてくれている医師に症状を告げて、診察スペースのベッドに5分ほど横たわってなんとか体調を回復させたという経験をしました。

これと同じようなことが法廷で起こるのだということ、この時初めて知りました。私は、裁判官になる時に、残酷な写真も証拠として出てくることは当然の前提だと思って、ある意味覚悟してこの仕事につきました。実際に相当残酷な

写真を証拠で見たこともあります。それで体調を崩したことはありません。でも、裁判員の皆さんは、くじで選ばれるのですから、裁判官とは前提条件が違います。そして、私が ER で経験したのと同じように体調を崩した場合、横にならないと倒れてしまうというような状態になります。それでも無理に耐えようとするれば、それは多大な苦痛になると思います。これは、好き嫌いや感じ方の問題ではなくて、そのような証拠が病気を引き起こす可能性があるという問題なのです。遺体写真等の残酷な証拠に関する議論は、それが病気を引き起こし得るのだ、ということ十分に理解した上でされるべきだろうと思います。

**原島**：法廷で倒れる人が出てほしくないというのは、検察官も全く同じです。他方で、例えば殺人事件では、被告人、仮にそれが犯人だとしたら、犯人は法廷で自由にしゃべることができます。でも、亡くなった被害者というのは、何もしゃべることができません。唯一被害者が残したメッセージというのが、遺体の傷口だったり、発見された状況だったりするわけです。被害者やそのご遺族の立場に立って、「これは残酷な画像なので、抽象化したイラストだけで裁判、判断します」といわれたらそれをどう感じるのか、というのを実際にその立場になった人の素朴な感覚として、是非考えて欲しいなと思います。当然、一般の裁判員にとってそのような写真等をみるのが苛酷な業務であることは、よく分かります。ですから、できる限りの配慮をしなければならないと思いますが、まさにそれを避けて通って判断することが本当に実務の在り方として適切なのか常に考えています。この問題というのは、裁判員裁判を続けていく上でとても根深い問題として今後も議論されていくだろうなと思ってます。是非、ロースクールに通うみなさんにも今後どういう運用がいいのかというのは考えて欲しいなという風に感じています。

**趙**：私は、お二人の意見の間のような感じかもしれませんが。私もまさに早稲田のロースクールで法律的関連性というのはバランステストだということも学びました。私自身の意見としては、こういう残酷な遺体写真とか残酷な写真の問題というのは、ルールの問題だと捉えています。つまり、その事件が残酷だから出すべきだというのは、間違っていると思います。それは、むしろ残酷なものを見せられた裁判員の人たちがむしろ判断を誤る危険性を高めてしまうからです。ただ、本当にそういう遺体がどういう状況かが争点になるような事件だとしたら、それはその遺体写真が best evidence であることは疑いようがないし、それは

避けて通れないわけだから、それはどんな残酷な写真であったとしても、裁判を進める上で、裁判のルールとして、争点を判断する上で、それが必要なのだとしたら、当然、どんな残酷なものであったとしてもそれを見てもらわざるを得ないと思います。それをイラストで代替するということは、全く間違っていると思います。確かに残酷な写真を見て裁判員の人に何か、心身に異常を来たすということはもちろん誰もそんなこと望んでいないし、それはないに越したほうがいいのは、それはその通りです。一方で、刑事裁判というのは、最後はやっぱりそういう残酷なものを扱っているのも事実であって、本当に、証拠としてそれを見なければいけないのであれば、それは避けて通れないのだらうと思います。私はそういう意味で、細川さんのように火傷を経験して病院でそういう体験をしたことがないからかもしれないけど、純粋に証拠能力としての問題だと捉えています。なので、逆に、争点を判断する上でそのような写真が必要ないような事件で証拠請求されれば、法律的関連性の観点から証拠能力がない写真だという意見をいつも言ってます。逆に、実は確か新聞記事にもなったことがあるのですが、遺体写真を弁護人の方から出したこともあります。そのときは裁判所は色々言ってきましたが、最終的には必要だ、検察官も確かに必要だということで、裁判員裁判で遺体写真を出したことがあります。本当に争点を判断する上でその証拠が必要だと、証拠能力があるのであれば、それはもう避けて通れないのではないかと思います。

**細川**：本当に争点を判断するうえで必要な場合は、遺体写真であっても証拠として採用すべき場合があるということは、その通りだと思っています。ただ、これまでの議論からすると、本当に必要な場合というのがどういふときなのかというところについては、意見の隔たりが大きいのかもしれませんね。

私が所属していた合議体でも、遺体写真を含む証拠を採用して公判で取り調べた経験はあります。その事件は傷害致死事件で、傷害致死罪の成立そのものには争いがなかったのですが、凶器の種類と行為態様に深刻な争いがあり、それによって行為の危険性、故意の強さ、計画性といった、量刑の根幹に関わる要素が変動してしまうという事案でした。ところが、その事件では凶器そのものは発見されておらず、亡くなった被害者の傷口や骨折の状況を法医学鑑定しない限り、凶器の種類や行為態様を特定することはできませんでした。このような事件では、遺体写真を含む資料を提示しながら鑑定人の尋問を行い、鑑定結果を明らか

にしてもらうという方法での証拠調べは避けられません。もちろん、そうはいつでも血が付いている状態の写真は避けるとか、解剖過程を逐一撮影したような写真は外してもらおうとか、そういった仕分けを順番にしていって、争点との関係でやむを得ないものに絞っていくという作業は必要だと思っています。

趙：まったくもってその通りで、同じ意見です。

四宮：国賠になった福島地裁郡山支部の事件<sup>6)</sup>は、公訴事実には争いが無い事件なのに、写真を200枚以上、証拠として採用して、モニターで見せたんですね。争いが無いわけだから、そんな見せる必要があったのかどうか。ただ、それがイラストになると、それは一次証拠ではないわけですね。例えば、殺人事件でイラストを刑事裁判の証拠にしている国があるか、と。ないのではないか。なぜならば、刑事裁判というのはあくまでも証拠で立証していく必要があるからですね。だからこの問題は、趙さんがおっしゃったように、まずは関連性の問題で、裁判員にどう精神的なショックを与えるかというのは、証拠調べの方法の問題ではないでしょうか。そこは今日皆さん議論されたような視点で運用していくことが重要だと思います。どうも安易にイラストなどに流れていないか、というのを危惧しているところです。

細川：遺体写真を証拠として採用するか否かが、証拠能力、すなわち法的関連性の問題であるという仕切りに全く異論がないのかどうかについては、若干の留保が必要かもしれません。純粹に必要な性の問題であると考えているのではないかと思われる見解もあるからです。

ただ、裁判官裁判であれば、証拠の採否を決める合議体と判決をする合議体は一致するので、結論に影響しない証拠だから必要性がないと判断することは、それほど難しくありません。ところが、裁判員の場合、証拠の採否を決めるのは裁判官3人ですが、判決にはここに6名の裁判員が加わるので、裁判官3名が結論に影響しない必要性のない証拠だと考えたとしても、裁判員がどう考えるかは分かりません。そのため、必要性のみに特化した判断ができるのかというと、疑問の余地があります。この点だけをみれば、遺体写真の証拠採否を法的関連性の問題であるという仕切りにしてしまう方が、論理的にはすっきりします。

---

<sup>6)</sup> 平成25年ころ福島地裁郡山支部で行われた強盗殺人事件において、裁判員が急性ストレス障害を発症したとして国家賠償請求訴訟を提起したものである。なお同請求は、最高裁にて上告棄却となっている（最決平成28年10月25日（LEX：25544913））。

しかし他方で、アメリカ流のバランステストの考え方がわが国の実務に浸透しているのかということ、そうでもないようにも思います。そのようなテストをすべきであると規定した条文もありません。しかも、仮にバランステストの考え方を採用するとしても、先ほど述べたように、その考慮要素として何を持ってくるかは、いくつかの考え方があり得ます。そのため、遺体写真の証拠採否を証拠能力の問題であるとする議論には、法的根拠が盤石なのかという問題があるようにも思います。他方、純粋な必要性の問題に解消してしまえば、法的根拠の弱さという問題点は生じないことになります。

このようなこともあって、遺体写真の証拠採否が関連性の問題なのか、必要性の問題なのかについては、実は難しい論点なのではないかという感じがしています。もっとも、どちらの考え方も、遺体写真を証拠として採用することは慎重であるべきだが、高度の必要性があれば採用する場合もある、という点に相違があるようには見えないので、少なくとも裁判官の証拠採否の結論に限れば、似たようなものになるのかもしれない。

**四宮：**その2つは意識して議論しないといけませんね。時間が残り少ないので、その他の課題についてお願いします。

**趙：**今のまさに問題意識とその裁判員制度の今後の課題みたいなところに関して、私が思っていることとしては、今の遺体写真を巡る議論というのは、検察官は亡くなった人のそういう無念を、とかいう基本的にはそれは事実認定の問題ではなくて、それは量刑の問題なわけですよ。つまり、例えば事実に争いが無い事件でもどれだけ残酷な事件であったかということを見てもらって判断してもらおうべきと考えている。それは事実認定の証拠としてではなく、量刑の証拠だと私は理解しているんですけど違いますか？

**原島：**量刑についての証拠としても重要だと思いますが、それだけではなく、事実認定を行うに当たって、イラストという二次素材によって認定するのが適切かということ。

**趙：**イラストかどうかじゃなくて、遺体写真を見せるか見せないかっていうレベル。

**原島：**量刑事情等の認定も含めてどういう傷があったのかとか認定してもらうにあたって、その必要な遺体の写真っていうのは、裁判官裁判だろうが裁判員裁判だろうがきちんと見てほしいということです。否認事件で、細川さんが話され

たように凶器の種類や行為態様が争われている際、写真等を取り調べる必要があると言うことは大前提であると理解しています。

**趙:** つまり、裁判員裁判やるうえで、私はやはり事実認定と量刑手続が一体として行われていることの問題点がかなりあるのではないかと考えています。今の遺体写真を巡る議論も、どうしても量刑上の事実みたいな感じになっていて、純粋に犯罪事実を認定するというレベルの話と量刑判断というところは、どうしても議論がオーバーラップしていると思います。遺体写真を巡るそういう検察官の意見と裁判官の意見と弁護人の意見も、ややかみ合いきらないのは、手続が二分されていないことが原因の 1 つなのではないかと思っています。やはり純粋に事実認定の問題を切り離れた時に、殺人の事実には争いが無い事件で、なおその遺体写真が必要って議論は、私は難しいと思います。一方で、それがどれだけ残虐な事件だったかという量刑判断に大きく影響を及ぼすだろうと思うんですね。そこがこれから裁判員裁判を進めていく上では、事実認定の問題と量刑の問題というのを手続的にどこかで線引きするかが重要だと思います。これは私の意見ですが、私自身はやっぱり裁判員裁判、事実認定にこそ意味があると思っています。いまは重大事件に限って裁判員裁判をやっていますけども、重大ではない事件の争いある事件、事実認定が問題になる事件、痴漢事件とかなんでもいいんですけど、そういう事件にどんどん裁判員裁判の事実認定を広げていくべきではないかと。逆に言うと、コンビニで窃盗した後に店員を振り払って怪我させてしまって事後強盗致傷事件の量刑が懲役 4 年なのか 5 年なのか 6 年なのかということに裁判員の人たちの多大な犠牲を払うべきか、私はすごく否定的です。これは将来的な話だけれども、裁判員裁判は事実認定に特化すべきなんじゃないかというのが、遺体写真の議論から少し思ったところです。

**細川:** 量刑についても、裁判員と議論をしてみてよかったと感じられる事件が当然あると思うのです。よく言われるところでは、例えば性犯罪があります。従来、裁判官は男性が多くて、私が初任で所属した合議体も、裁判官 3 名は全員男性でした。そういう構成の裁判体が量刑を判断するということは、性犯罪の被害者である女性から見たら、不公正に見えるのではないかと考え方もあり得るわけです。これはやや極端な例かもしれませんが、このようなこともあるので、量刑はプロに任せておけばよい、ということなのかということになると、一概にそうとも言えないという感じがします。量刑についても、裁判員が評議に参加して評決

をすることで、その判断の重みを増すという面は、やはりあるのではないかと思います。

**四宮**：私は、もともと陪審論者ですけども、量刑にも国民が参加する国民参加制度についてはよかったのではないかと思いますね。1つは、せっかく国民がつかんだ、量刑を決めるという1つの権力を、それを手放すことはないという、政治的な理由です。

それからもう1つは、公正な量刑判断に健全な社会常識を反映させることができるという公正な裁判からの理由です。私は、死刑判決はもっと有意的に減るのではないかと考えていました。減らなかった理由については私なりに別の分析をしていますけども<sup>7)</sup>、しかし量刑、つまりは国民の仲間の生命や自由を奪うかどうか、どの程度奪うかという判断にはやっぱり国民自身が主権者として関与すべきではないかと考えています。

**趙**：私は、原理的には四宮さんが言われた通りだと思っていました。ところが、3年前に最高裁判決<sup>8)</sup>の中で、量刑の判断についてはこれまでの量刑傾向について、ある程度公平性を重視することが示されて、これまでの量刑の範囲内に裁判員を入れて、その中で判断してもらおうという傾向がどんどん強まっていると思います。もちろんいい意味合いもあると思います。公平であることは必要だとは思いますが、やっぱりそういう風になっていくとどこまで裁判員をそこに入れる意味があるのだろうかということは疑問に感じずにはられません。

**四宮**：そうです。量刑の判断をしてもらおうかどうかということと、どのように判断をもらうかということは別で、「量刑傾向を共通の出発点とする」という判断が最高裁で出ましたが、そういう判断方法はいかがなものかというのは私も思っています。公平性も重要ですが、公平性だけが公正性の内容ではないと思います。ただ、量刑判断に国民に加わってもらうこと自体には意味があると思います。

<sup>7)</sup> 四宮啓「日本における死刑量刑手続について—その公正性・倫理性そして憲法適合性—」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 [下巻]』（成文堂、2014年）。

<sup>8)</sup> 最判平成26年7月24日刑集68巻6号925頁。

### Ⅲ 裁判員裁判と法科大学院

**四宮:**最後はロースクールで学ぶ学生の皆さんに向けて、ロースクールで学んだことがどう現在につながっているかということと、裁判員裁判の経験からロースクールで何を教えておくべきか、何を学んでおくべきかということについてコメントをいただけますか。そのあと質疑に入って、最後にメッセージという形で締めくくりたいと思います。

**趙:**ロースクールで学んだことが現在とどうつながっているか。私自身はそういう意味では一番直結しているのかもしれませんが。実際に実務に出て思ったことはですね、ロースクールで学んだことは、かなり最先端のことを学んでいたということに実際実務に出て気づいたところがあります。それは、私たちの時には、四宮さんと高野隆先生など第一線の人たちから学べたわけです。もちろん今も一流の実務家の先生が教えに来ている。学生はそういう人たちがどれだけすごい弁護士かわからない。私たちにしてみれば、「高野や四宮というのは、ただの飲んだくれのおやじだ」と思っていたわけです(笑)。ところがそういう人たちが実はすごく高名な弁護士だったりするわけです。でもそういう中で、ロースクールで学んだこと、皆さんが今学んでいることっていうのはかなり最先端のことを学んでいるわけです。この後皆さんが無事司法試験に受かったら、司法修習というのが待っているわけですが、私たちにしたら、修習の時に学んだことってほとんど何も残ってなくてですね、でもロースクールの時に学んだことが今の礎になっているようなところが正直あります。なので、今学んでいること、裁判員裁判に限らずですが、皆さん将来実務家になるにあたって、今学んでいることが何の役に立つのかと思うかもしれないけれども、実際実務に出た後に役立つことがたくさんあるということです。そういう意味では、まさに裁判員裁判なんていうのは、ロースクールで学ぶことが実務に直結する分野なのではないかなというふうに思っています。

**原島:**今はどうかわからないですが、私が学んだ頃は、学部とロースクールで何が一番違うかという、やはり実務家教員という存在が一番大きかったなと思っています。学部に入って法学部で法律ってどんなものだろうと学んでみて、基本書を読んだり、学説の対立とかを学んだりしても、やや無味乾燥で、その対立

とかは何の意味があるのだろうと感じていて、その面白さというのを理解できていませんでした。それがロースクールに入って、実務の最先端で動いている実務家教員の活動を目の前で見たり、その講義を聞いたりすると、今まで無味乾燥だったものがとてもすごく色付いてですね、これだけ面白いものだったのだというのがよくわかった、というのがすごい印象に残っています。早稲田のロースクールは、一線の実務家教員がいて、そういう人から体験談等が聞けて、クリニックなどで一緒に実際の事件を扱うことが出来たのはとても刺激になったし、自分の将来の希望を考える上で大変参考になったと思います。他方でそういう実務家教員の話聞いたからこそ、基礎的な理論や、いわゆる六法の勉強がどれだけ重要かというのも逆にわかり始めた。というのも、実務家教員の授業は面白いですが、基礎的な部分をおろそかにすると、実務に入っても使いものにならないということになってしまうと思うので、実務家教員の授業を聞きつつ基礎的な勉強もおろそかにしないで頑張ってほしいと思います。

**細川**：私も、お二人とほとんど同じです。早稲田ロースクールでお世話になった実務家の先生というのは、いずれもその分野の最先端に行く方々でした。学生のうちからそのレベルの人の教えを受けて、かつ、その人に日常的に議論を挑んで、コテンパンに打ち負かされるという経験を積んできたわけです。そうすると、例えば、法廷に入ったときに、その最先端の人のレベルを超える議論が出てくる可能性は相当低いだろうというある種の安心感があります。

特に刑事訴訟手続の場合には、白熱する法廷では、証拠採否や証人尋問で多数の異議が出ます。裁判官は、異議が出た場合、その場で相手方当事者の意見を聞いて、即時に裁定をしなければなりません。そして裁定をする時に最後の抛り所となるものは、条文の規定と、それまでに蓄えた判例等の知識、そして、私の場合、条文や知識を前提に原理原則を適用した場合に、こういう筋で考えて判断をするのだという、ある種内面化された規範です。これは、いわば法律家の足腰のようなものだと思います。最先端の実務家に当たることを通じて、その足腰を徹底的に鍛えておくと、その先仕事でどんな人と出会っても、物怖じせずに仕事ができるわけです。

それは、具体的にこの講座のこの知識が役立ったとかという話ではないことが多いわけですが、知らず知らずのうちに、そうしたものが自分の中に涵養されることに大きな意味があると思っています。そして、そういったものを足腰に

していくために、まさに先ほど出た基礎的な話といったものをおろそかにしてはいけません。原理原則が何かを常に頭の中に置き、それが自然に使えるようになる、原理原則を内面化するところまで達する必要があるのだらうと思っています。こうしたことは、本だけを読んでいてもなかなか実感として身に入ってくるのですが、口頭で議論して、最先端の人に挑んでいくと、それが染み込んできて、自分の身の中に骨として持つことができるようになってきます。それがあると、何が来ても、その時その時で適切なりサーチをすれば、なんとかやっつけていける、逆に言うとそれがないと、上に何を乗っけても倒れてしまうということで、最先端の議論に触れつつ足腰を鍛えていくことが大事だと思っているところです。

#### IV 質疑応答

**四宮：**では、ここで質疑応答に入りましょう。あまり時間がありませんが、せっかくのチャンスですからどうぞ。

**学生 A：**本日は質問の機会をいただきありがとうございます。大きく 2 つお伺いしたいのですが、1 つは、今先生方がロースクールのお話をされていたと思いますが、正直な話として、同じ学び舎で学んだ方々 3 名がもし機会があれば法廷で三者対決する場面もあるわけですし、あるいはそもそもやっていること自体が違うと言うことで、ロースクール制度ができて、同じ学び舎で学んだと言うことあるいはロースクールで教育を受けていたことがあったからよかったというのか、法曹三者で同じロースクールで学んだことはメリットとして働いているのかあるいはデメリットとして働いているのか、みたいなお話をお伺いできればなと思います。

そしてできれば、それに対して実際に教えていらした先生の方から今ロースクール出身の方々がロースクールで教えていたことが今の刑事司法を変えていったのか、あるいは変えられていないのかということをお伺いしたいなと言うことと、去年刑事訴訟法が改正されましたが、これをどのように受け止めているのかと言うことと、刑事訴訟法改正によってどのように刑事司法が変わっていくのかと言うようなお話をお伺いできればなと思います。

**四宮**：質問は全員にですか？

**学生 A**：全員にです。

**四宮**：最初の質問は、将来、今日の3名のように違う仕事に就く人たちが一緒に学んだことの意味ということですか？

**学生 A**：意味をどのように感じていらっしゃるかということです。

**原島**：じゃあ、私の方から先に。ロースクールで学んだ仲間というのは、司法修習もそうですけど、信頼できるということは感じます。例えば、検察官の業務ですと、捜査段階で扱った被疑者をみな起訴するかというところを決してそんなことはなくて、不起訴にする事件もあります。ただ、不起訴にするにあたって、検察官の立場でやれることは限られていて、被疑者に寄り添って被疑者のために最も動いてくれるのは弁護人です。その弁護人が信頼できる人で、こういうことをやりますし、きちんと反省していることを示しますという話をしてあげることがあります。それが信頼できる弁護人であれば、それを活かす方向の処分を積極的に検討するというのを考えることもできます。そういう点で、ロースクールと一緒に活動した仲間というのは信頼できるなと感じるので、同じ学び舎で学んだ仲間がたくさんいるというのは、今でも貴重な財産だなと思っています。

**細川**：ロースクールは全国にたくさんありますので、出身校によって、学んできたこともある程度異なります。ただ、少なくとも学び舎で育った者どうしの場合、原島さんのおっしゃるようなことが、より妥当するのだらうと思います。

裁判官の立場で見ても、例えば法廷で一定の問題について議論をしなければならぬような場面になった時に、共通の土台を持った議論ができます。先ほどアメリカの連邦証拠規則の議論を紹介しましたが、さすがに法廷でアメリカ法を引用して議論することは、普通はありません。ただ、その人の議論の背景にはそういう問題意識があるのだなということは、聞いていればわかる場合もあるわけです。でもこれは、そういう議論があると知らなければ、そのような問題意識には至らず、議論がかみ合わなかったり、あるいは浅い議論にとどまってしまうということもあり得るわけです。共通の土台があると、こうした事態を避けられます。

ただ、新司法試験の場合にはいろいろなロースクールの出身者や予備試験ルートの人がありますし、また、法曹の中には従来の司法試験で法曹になった人もいます。なので、法曹であれば全員が必ず同じ土俵で噛み合った議論ができるのか

というと、そうではない部分もありますから、きちんと噛み合わせた議論をするために、発言の仕方をするようには心がけをしなければいけないと思っています。この点、同じところの出身ですと、議論の背景がだいたい分かりますから、そういう意味ではやりやすい部分もあります。逆に言うと、手のうちがばれているっということではあります。

**趙:** ちょっと違う観点から言うと、特に早稲田の場合、人間関係が特に当時は強固だったので、いろんな事件、ロースクールの同級生と一緒に声を掛け合って事件をやるみたいなのはたくさんありますね。で、挙句の果てには今こうやってロースクールの同級生が中心になって事務所まで作ったわけで、その意味では、そこで思うのはやっぱり、文化の共有というか、早稲田のロースクールで学んだ一つの文化みたいなものがあって、それを共有していることの意味は非常に大きいと思っています。日々、ロースクール時代のつながりの人といろんな仕事をしているので、それは非常に大きなことだと思っています。

**四宮:** 教員の立場でいいますと、私たちのころはロースクールがなかったので、司法研修所の修習が2年間だけでした。ロースクール以前の仕組みで法律家になった人の中には、研修所でのつながりが一生続くと言う人もいます。司法制度改革で法曹養成制度をどうするか、司法研修所、司法修習はどうするかということが議論されましたが、そのまま残ることになった。しかし、ロースクールを何故作ったかということ、法律家は「試験」ではなく「教育」で養成しようという発想を転換させたからなんですね。司法修習は「実務の見習い」であって、新たに「プロフェッション教育」をロースクールが担当することになった。ですから私は、ロースクールを創った以上は、ロースクールではプロフェッション養成のために、理論ばかりでなく、技術や態度も教育すべきで、従来の「見習いとしての司法修習」はいらないという意見なんです。そういう意見を言うと、「いやいや、同じ釜の飯を食うということはとても大事じゃないか」って必ず言われました。しかし、私の経験から言うと、司法修習は「同じ釜の飯を食う」という関係ではないんですね。それよりは、ロースクールでの2年なり3年なりの皆さんの関係の方がはるかに濃密だと、私、そばで見ていると思いました。ですから、いまお三方がおっしゃったとおりで、このロースクールというところで勉強する、2年なり3年なり勉強することには代え難い大きな意義があると思います。

もう1つ私が今日、ずっと静かな感動を覚えながら司会をしていたのは、私

たちが関わってきた司法制度改革で生まれた新しい法律家たちが、司法制度改革で作った新しい裁判員制度というものを動かしている。つまりそれは、実はその司法制度改革が目指したことだったのです。というのは司法制度改革は、大きなパッケージとしての改革で、すべての改革が有機的に結びついているものだったからです。その1つの理想的な姿を今日皆さんはご覧になっているのだと思います。井上先生がおっしゃるように、今は第2次の司法制度改革、刑事司法改革ですけれども、実は今第2次改革で始まったことは第1次の時にも議論はあったけれども積み残したことでした。私が一番皆さんに期待することは、今日、皆さんがご覧になったように、新しいものを新しい皆さんが作り上げていくということなんです。まさに今日の3人の方々がそれを実現してきているわけだけども、もうこれですべてが終わったわけではないんですね。第2次、第3次、まだまだ積み残したものはたくさんあるので、そういうものをみなさんが積極的に取り入れて、盛り上げて、解決策を議論して模索して、そしてダイナミックに改善して行ってほしいと思います。他に質問はありますか。

**学生 A:** さっきの後半部分の刑訴法改正の話について、どのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

**原島:** 最初にお話しさせて頂くと、協議・合意制度だとかに関しては未知数な部分があるので、コメントしにくい部分があります。話しやすいところだと、身柄事件につき、国選弁護人が選任できる対象事件が広がるというのはとてもありがたい改正だと思っています。というのも、被害者がいる事件というのはできる限りきちんと被害弁償をしてほしいということを第一に考えるからです。現在は、刑法の器物損壊罪や暴行罪に該当する事件は、国選弁護の対象から外れており、身柄拘束されて私選で弁護人を選任しないと自ら被害弁償等のアクションを起こすのは難しいという状況になります。これが、改正によって国選弁護の対象となることで弁護人の活動によって当事者同士がきちんと事件について示談交渉等を試みる機会ができるというのは、実際に事件を扱って、捜査に携わる者としては、ありがたいと感じます。最終的に刑罰権を発動するか否かにおいても、当事者同士で話し合う機会を設けたか否かでその後の当事者同士の関係や処分に関する当事者の納得も変わってくるように感じているからです。

**趙:** 私たち実務家は、実際に制度が変わっていく中で、じゃあどうやっていくのがよりよいかという風に考えて行動しています。ですので、今後どうなるかとい

う将来的な見通しというのは、あんまり具体的にその考えがあるわけではないです。司法取引というものが今後どうなるかというのは正直誰にもわからないし、その中でそれぞれの立場で色々これから考えていくという感じだと思います。ただ、制度が変わること自体は、私は基本的にはいいことだと思っています。というのも、それは私たちのような若手の実務家にとってみれば、新しいものがあつた方がチャンスなんですね。で、どんどん古い人たちはそういう情報量に追いついていけないと思うし、昔の制度のままで何十年も続いているところは古い人にはなかなか勝てないけど、それこそ司法取引が始まったら、若手の方はどんどん色々積極的にいろいろ勉強して取り組むことができ、そういう分野に詳しくなることができるんです。そういう意味では、刑事手続が変わる、裁判員裁判は典型的ですけど、私たちのような若手の法律家にとってはそういう意味では非常にチャンスなんだろうと、そういう風に思っています。

**細川:** 今回の改正事項の具体的な影響というのは、今の時点では何とも言えません。私自身、現在は刑事事件を担当していないので、どのような議論がされているのかという点も含め、十分には把握できていないところもあります。ただ、制度が変わることで若手にチャンスが広がるのではないかと、今の趙さんのお話は、裁判員制度の導入時に新任判事補だった私自身の実感としても、頷けるものがあります。新しい制度には固まった運用のようなものはなく、むしろゼロから何かを作っていくような話になるので、たとえ相手が裁判長であっても、物怖じせずに議論をしたり、アイデア出しをしたりすることができるわけです。

その上で、運用が始まると、実際に走りながら問題点の改善を図っていくことになります。そういう観点でいくと、あらゆる制度改革は、それが成功に終わったか失敗に終わったかの結果が出るまで10年とかそのぐらいかかります。ですから、その10年間をどういう風に駆け抜けるか、そうしたものがスタートするところから頑張っていけるということ自体にも、相応の意味があると思います。

**四宮:** 他に何かありますか。

**学生 B:** 座談会の冒頭に、法曹の魅力だとかやりがいとかをお話いただきましたが、もう一度法曹になるとしたら、どれを選びますか。その理由と一緒に教えていただければと思います。

**細川:** 生まれ変わったら、ということですかね。

**原島:** 生まれ変わったら、宇宙飛行士になれたらというのはあるんですけど

も、司法修習生の頃に戻ってもう一度何を選ぶかと言ったら、9年間検察官をやった今でも、もう一度検察官を選ぶんじゃないかなと思います。というのも、検察官になってから、私は一度も検察官になったことを後悔した、別の職につけばよかったと思ったことはまったくないからです。検察官の業務のやりがいは最初に少し話したのですけれども、先ほど少し話せなかったところだと、本当に重要な事件、重大な事件となると、警察などの一時捜査機関が送致する前から相談をしてくるような事件があります。そういう事件について警察などの担当者と相談しながら、事件を組み立てていって、きちんと適切な処分を達成したときは、強い達成感を感じ、また、これをほかに捜査に携わったメンバーと分かち合うことができます。そういう点も含めて、検察官の業務というのは、今までも楽しかったし、今でもとても新鮮なものという風に感じています。ですから、司法修習生の頃に戻ったとしても、もう一度検察官を選ぶだろうと思っています。

**四宮：** 趙さんどうぞ。

**趙：** そうですね、私は、そういう意味では、裁判官とか検察官にはならないですね。弁護士としてどうかと言われたら、やはり刑事弁護をやりたいと思います。それはなぜかといえば、語弊のある言い方かもしれないですけども、やはり刑事弁護は非常に楽しいですね。私は被疑者の弁護活動、起訴前被疑者の弁護活動より公判弁護が大好きです。何が楽しいかというとならば法廷っていうのは、非常に楽しいですね。法廷というのは、傍聴席でまさに傍聴人がいて、一回きりなのですね、反対尋問って1回しかできないです。「今のちょっとやり直し」ということはできなくて、1回きりで、それで裁判するっていうことは非常に面白いです。今の日本の制度を前提にしたら、本当に法廷で勝負する裁判は裁判員裁判を始めとする刑事裁判しかないのです、そういうことも踏まえて、刑事弁護をまたやるかなあと思います。

**細川：** 私だけが違う道を選ぶと発言することは許されない雰囲気になってしまいましたね。

それはそれとして、10年近く裁判官をやってきて、向いているのは裁判官だなとやはり思います。私の場合は、やはり法廷が好きだということです。一番法廷に出てくることのできるの、これは裁判官だろうと思います。裁判官の法廷での役回りというのはレフェリーですから、派手さはないわけですが、白熱している議論を整理していくのが性に合っていたということもあって、法廷という

場で議論を整理して仕切ることができたという喜びは何事にも代えがたいと思っています。

また、裁判官の特徴として、担当の職務がいろいろあります。現に私は今、刑事事件ではなく、民事と家事を担当しているわけです。そうやって、いろいろな手続を担当しながら、しかし各種の手続に共通する基本原則、例えば適正手続の確保など、そういったことを、関連付けながら仕事をしていくようなところがあります。裁判官は、特に若手のうちは2年や3年のスパンで転勤をしながら、転勤のたびに担当する分野が変わります。これによって、ある程度ジェネラリストに、でも一定の分野を担当しているその2、3年は、その分野に深くという仕事の仕方をするわけです。そういった意味では、幅の面でも深さの面でも、いろいろと探求のしがいがあります。

私はいま刑事を離れて、民事法廷と家事事件を主に担当していますが、民事でも刑事でも、裁判である以上は、やはり最後は法廷勝負だと思います。

こうした経験を振り返ると、やはり法廷が好きなのだとつくづく思います。だから、もう一度進路を選べるとしても、また裁判官を選ぶのだろうと思います。

**四宮:**先ほど3人がおっしゃっていたのですが、なぜ法廷が面白いかというところ、法廷というところだけが法の下にすべての人が平等に扱われる場所なのですね。権力があろうと、お金があろうと、逆に権力がない人でも、お金がない人でも、当事者として一緒に出てきたのであれば、法の下にみんな平等に、そしてそれぞれの法曹三者による理論、技術、責任によって、公益的な結論が出される。そこが魅力なのだと思います。

ただ振り返ってみますと、私は、弁護士になってから20年間千葉で、刑事事件が好きで、やってきましたけれども、当時の日本の刑事裁判制度に疑問を感じて、陪審制度の調査のために留学しました。その後司法制度改革が始まったので、日弁連の職員として、フルタイムの職員で、弁護士会から給料をもらって、司法改革を弁護士会の側からサポートする仕事に就きました。それを5年ぐらいやって、それが終わってロースクール制度が発足したので、早稲田にお世話になって、5年間教育に携わりました。考えてみると、違う職場で5年ごとくらいに仕事をして来たんですけども、共通していることは、どこでも法律家として仕事をしてきたということなんですね。一生同じ職場で仕事をするのも一つ

の法律家の在り方だと思います。今日の3人のように、10年間やって、これだけご自分のお仕事が気に入っているのであれば一生やっていくことも意義あることだと思います。けれども、そうでは無い法律家としての生き方もあるように思います。

私は今、もし生まれ変わったら、法律家として、国際紛争の解決とか、国際機関で仕事ができたら、などとも思っています。だから皆さんは、法律家ってというのは、法曹三者、法廷で仕事をする三者だけではないと。これもまた大事な仕事だし、今日皆さんは3人を見て、3人の仕事が本当に面白そうだったと思います。ただ、そうじゃない法律家としての生き方もたくさんあるということは、オープンマインドで見てほしいなと思いました。

## V 結びに代えて～ロースクール生への提言～

**四宮**：それでは最後に3人から、早稲田のロースクール生に向かって、何かメッセージを。それで終わりにしたいと思います。

誰が最初にやりましょうか。検察官が最初に起訴しないと手続きが始まりませんね。原島さんから。

**原島**：一言でいうとバランスを大事にしてほしいなと思います。たぶん早稲田のロースクールは魅力が尽きない実務家教員がいて、その人たちから刺激を受けて、将来どんな立場で仕事をしようとか、とか、こういう分野を切り開いてみたいとか、そういった思いを抱くと思います。当然それは将来の自分の仕事をイメージする上で、是非一生懸命取り組んでほしいと思うんですけども、その一方で法律家の根本のところにある部分、法理論、法律の知識をおろそかにしては、その実現したい夢に届くバックボーンが身につかないと思うので、最先端の実務と基礎的な法律の勉強そのバランスというのを大事にして2年間、3年間という貴重な時間を過ごしてほしいなと思います。

**趙**：今のロースクールは私たちがいたころとはだいぶ違うと思います。私も早稲田ロースクールで少し教えたりもしていて、皆さんが置かれている状況が当時と違うことは感じています。ロースクール制度自体、なかなか厳しい話もたくさんと思います。ただ、さっきも細川さんがおっしゃっていたのですけれども、制

度改革, これは10年たたないと評価できないと思っています。我々, ようやく卒業して10年なんですよね。ようやくロースクールを出た法律家が10年たって, 今これから評価されはじめるタイミングなんだと私は思っています。そういう意味で我々がまさにロースクールが成功かどうかということを試されているという風に私は思っていて, まさにここから頑張らなくてはならないと思っています。結論を早く先取りしたがる人たちが, 制度ができてから10年経つ前にロースクールについて色々言っていますが, 本当にそれが問われるのはこれからです。私達も頑張らなければならないと思っています。皆さんも今色々ロースクールの評判が言われていますが, あまりそういうものに惑わされずに, 将来明るいものが待っていると思うので, 希望をもって目の前の勉強や, たまにはこういう座談会のようなロースクールならではの催しを大切にしていきながら, 頑張っていたきたいと思っています。

**細川:** 私は, 勉強には, 1人でやるもの, みんなでやるもの, そして先達に学ぶものという3種類があると思っています。

よく話題になる司法試験の勉強は, 試験対策という意味では一人でやるものです。知識を一生懸命詰め込むだとか, それがきちんと問題に対して出てくるようにするだとかというのは, 1人でひたすら問題を解くといった形の勉強をしない限り, どうしても無理な部分があります。これは必要なことですが, しかし, それだけが勉強ではありません。

ロースクールでは, みんなでやることと, 先達に学ぶこと, という勉強が, やはりメインになってくると思います。

みんなでやることとは何かというと, 法律的なものの考え方や論理の組み立て方, そこから導かれる原理原則, 議論の仕方といった, 色々な人と議論をしていかなければ身につけることが大変なものを, 体で身に着けるということです。もちろん, 本を読んでこれらを習得するということもできなくはないのですが, 分厚い法律の本や判例を独力で読みこなせるようになるまでには, 非常に長い時間がかかります。こういう部分は, ロースクールでの議論を通じて身に着けるという方法がいいのではないかと思います。そのようにして身に着けたものの考え方や論理の組み立て方は, 司法試験で答案を書くときにも, その後実務で難しい問題にあたる時にも, 必ずや大きな力となると思います。

その上で, 先達に学ぶこととは, 研究者教員の最先端の研究成果や, 実務家教

員の最先端の実務についての議論を聞く、あるいはそうした人たちに議論を挑むということです。それ自体は、その時点ですぐに役に立つ話ではないことも多いかもしれません。ただ、そうした知識は、将来いってきます。先ほど申し上げたように、最先端の議論を知っていると、実務に出た後でそのレベルを越すものに出会うことはあまりないという意味で、安心感につながります。そして、実務で出会う事件にはいろいろな問題が潜んでいますが、これが問題だということを事件の側から問いかけてくれることはあまりなく、こちらで主体的に潜んでいる問題に気づかなくてははいけません。これは、専門家である法曹の責任です。そのためにはアンテナを高くして仕事に向かわなくてはならないわけですが、そのアンテナの高さと感度を決めるのは、結局のところ、何かこういう最先端の話聞いたことがあるとか、身に着けてきた原理原則との関係で何か違和感があるとかといったものが、ふと頭をよぎるかどうかだったりするわけです。

このように、3つの種類の勉強は、それぞれ効能が違うわけですが、どれも疎かにすることなく、バランスをとりながらしっかりやっていくことが将来に繋がるのではないかと考えています。

**四宮：**はい、どうもありがとうございました。皆さん、早稲田で、学ぶことをちゃんとやっていけば司法試験は必ず受かりますから、全エネルギーを受験勉強に充てるのは本当にもったいないと思います。皆さんは法律家になるわけで、閉じこもって勉強だけするのが法律家ではありません。今細川さんからお話があったように、社会をよりよくするために、皆さんは理論を勉強し、技術を磨き、そして専門職としての責任を果たす。それがプロフェッショナルと言われていくものです。プロフェッショナルとしての仕事をきちんとこなすからこそ、法律家は社会から特権を与えられているわけです。弁護士で言えば業務独占だとか、弁護士の自治だとか。裁判官も検察官もそうですが、それは社会と契約しているわけですね。国民が皆さんを信頼して皆さんに与えてくれた特権の見返りとして、誠実に義務を果たして提供する責任が皆さんにはあると思います。そういうことを、ロースクールはキチンと教えてくれるところだと思います。ですから、社会をよくみて、課題を発見して、そしてよりよい社会をつくるために引き続き勉強を続けていってほしいと思います。今日は、お三方本当にありがとうございました。

**一同：**ありがとうございました。

【登壇者プロフィール】

四宮 啓

國學院大學法科大学院教授

(元早稲田大学大学院法務研究科客員教授)

細川 英仁

さいたま家庭・地方裁判所熊谷支部判事補

(1期既修)

原島 一郎

東京地方検察庁検事

(1期未修)

趙 誠峰

早稲田リーガルコモンズ法律事務所

弁護士

(1期未修)